

金山総合公園業務仕様書

群馬県県土整備部都市整備課

金山総合公園業務仕様書

I 総 則

1 適 用

- (1) この仕様書は、群馬県太田土木事務所長（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が締結する、県立金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）について適用する。
- (2) この仕様書の適用範囲については、別図のとおりとする。
- (3) この仕様書に記載されていない事項、または特別な業務については、甲乙別途協議によるものとする。

2 履 行

- (1) 乙は、仕様書、別途協議によるもの及び関係法令の規定に基づき、管理・運営業務を完全に履行しなければならない。
- (2) 乙は、この仕様書に定めのない事項及び別途協議事項にないものであっても、業務遂行上必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施するものとする。
- (3) 乙は、甲の指示に従い、相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

3 施設の設置目的と管理運営方針

(1) 施設の設置目的

昭和54年の国際児童年を記念して設置された都市公園であり、明日の社会の担い手である子供達が、太陽と緑のもとで創意工夫しながら遊びを通して「健康な体」、「豊かな心」、「考える力」を育み、家族と共に利用できる公園として設置している。

(2) 管理運営方針

- ① 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- ② 県民のレクリエーションに関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ③ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。
- ④ 園内の児童会館管理者およびその他関係団体と適宜連絡・調整を行い、円滑に公園管理業務を遂行する。

以下、具体的事項

- (ア) 公園施設の管理適切な管理
- (イ) 利用者の声を公園づくりに反映した適切な管理運営
- (ウ) 公園管理事務所の運営管理
- (エ) 公園及び公園施設の安全確認
- (オ) 来園者の公園及び公園施設利用に際する適切な指導
- (カ) 事故発生時等の適切な対応
- (キ) 個人情報保護法等に基づく適切な情報管理
- (ク) 県民参加による管理運営の実施
- (ケ) ボランティア団体やボランティア希望者との連携の推進及び育成
- (コ) 各種イベント等の開催による一層の公園利活用の促進
- (サ) 「ぐんまこどもの国児童会館」との適切な連絡調整

II 公園経營業務

1 従業員の配置等

- (1) 乙は、管理・運營業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者（以下「従業者」という）を適正に配置しなければならない。
- (2) 乙は、統一した服装（作業服・名札・腕章等）を定めるなど、従業者であることを明確にしなければならない。

2 総括責任者（園長等）の選任等

- (1) 乙は、各業務及び従業者を総括的立場から指揮・監督する総括責任者（園長）（以下「総括責任者」という。）及び総括責任者を補佐・代行する副責任者（以下「副責任者」という。）を選任してこれを公園に配置しなければならない。
- (2) 乙は、維持管理業務等の実務を取り仕切り、事件・事故、災害時などにおいて、現場に駆けつけ、適時的確に対応出来る「現場責任者」を選任し、これを公園に常駐させなければならない。
- (3) 乙は、総括責任者、副責任者及び現場責任者について、「総括責任者等選任（変更）届出書」（様式第1号）をもって甲に届出なければならない。
- (4) 乙は、現場責任者が、やむを得ず開園期間中に現場事務所など園内を離れる必要がある場合は、公園管理業務に支障がない体制を確保すること。
- (5) 総括責任者は、開園日数の半分以上を現場勤務とすること。
- (6) 総括責任者又は副責任者は現場責任者を兼ねることができる。
- (7) 乙は、総括責任者、副責任者または現場責任者を解任する場合には直ちに後任者を選任し、「総括責任者等選任（変更）届出書」（様式第1号）をもって甲に届け出を行い、甲の承認を得なければならない。

3 服 務

- (1) 乙は、従業者に公の施設の管理業務に従事するものであることを自覚させ、利用者との対応、作業の態度等には十分に注意を払わせなければならない。
- (2) 乙は、従業者に業務上知り得たことを他に漏らさせてはならない。
- (3) 乙は（1）及び（2）のための組織体制を保持し、従業者の育成及び運営に必要な研修を実施すること。

4 供用期間

原則として、公園の供用期間は、毎年1月4日～12月28日までとし、供用時間は、次のとおりとする。ただし、利用者への対応等の理由がある場合は、必要に応じて供用期間・時間の延長を甲に協議すること。

供用時間 午前8時30分～午後5時00分

野外ステージ 午前9時00分～午後5時00分

ふわふわドーム 午前9時30分～午後4時45分

乗物施設等及びふれあい工房は別記金山①、②参照

また、緊急時の連絡先を公園利用者に周知し、利用者の安全確保に努めること。

5 公園管理事務所の業務等

公園管理事務所は、利用者にかかれたものとし、以下の業務を行う。

- (1) 公園利用者の接遇
- (2) 公園施設利用の受付
- (3) 公園利用者・公園施設利用者の利用指導
- (4) 公園利活用促進のための自主事業の実施
- (5) 県民及びボランティアとの協働
- (6) 公園に関する広報・公聴活動
- (7) 地元自治体・地元区・関係機関等との連絡調整

- (8) 事故等発生時の対応（乙は連絡動員体制を含む対応マニュアルを作成の上甲に提出すること）
- (9) 災害発生時の対応（乙は連絡動員体制を含む対応マニュアルを作成の上甲に提出すること）
- (10) 甲への業務報告及び連絡調整

6 利用料金の収受事務

群馬県立公園条例第21条の4（利用料金）の規定に基づく利用料金の収受事務を行うこと。詳細は、「県立都市公園における有料公園施設の利用料金収受事務取扱要領」のとおり。

7 行為許可の事務

群馬県立公園条例第21条の3の第3号に規定に基づく行為許可の事務を行うこと。詳細は、「県立都市公園における行為許可基準」のとおり。

III 維持管理業務

1 共通事項

- (1) 乙が管理すべき金山総合公園の施設等は、「管理物件」（別記金山⑦）のとおりとし、公園施設が来園者にとって安全に使用できるよう、各施設とも衛生的に清潔な状態に保つための適正な維持管理を行う。
- (2) 維持管理業務は、公園施設に関する維持管理、保守点検、軽微な補修・修繕を行う。
- (3) 乙は、毎年度当初に、年間維持管理作業実施計画書（様式第2号）を甲に、提出すること。
- (4) 乙は、公園の建物・工作物等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。
 - ① 予防保全
定期的に点検、手入れ（無料遊具設置面（砂）における落下時の衝撃吸収性能維持に必要な耕耘等）などを行い、安全性、快適性、機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止する。
 - ② 事後保全
劣化損傷に対して簡易な取替及び補修を行い、安全性、機能性、美観を回復する。
- (5) 乙は、県立都市公園施設点検要領（別記共通①）により、公園施設の点検を行うものとする。公園施設については常に正常に保持し、日常的な保守点検を行い、必要があれば部品等の交換、補修・修繕を行うものとする。
 - ① 点検は、開園期間中は日常及び定期的に行うものとする。
 - ② 乙は、点検により施設の異常を発見したときは、速やかに使用停止または応急措置を行うとともに、安全上、機能上支障のある破損等については、甲に公園施設破損等報告書（様式第3号）及び事故報告書（様式第4号）等により報告するものとする。
 - ③ 乙は、破損、盗難等の事件を発見したときは、適切な対応をするとともに、甲に公園施設破損等報告書（様式第3号）及び事故報告書（様式第4号）等により速やかに報告するものとする。
- (6) 補修・修繕に関する乙の業務範囲は下記のとおりとする。
 - ① 日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換（電球等）
 - ② 軽微なもの（1件あたり、30万円未満）及び緊急を要するもの。ただし、総額800万円（税込）までとする。
 - ③ その他、甲との個別協議により行う備品購入、補修・修繕等
- (7) 備品等管理・運営

- ① 乙は、備品台帳に記載されている全ての備品について、現物と台帳の照合を年1回以上実施すること。
 - ② 乙は、公園管理に必要な備品について管理費を充てて購入する場合は、その都度、甲と協議を行うこと。
 - ③ 公園内に設置された利用促進設備等においては、「金山総合公園利用促進設備等管理運営業務規定」（別記金山⑧）により適切に管理・運営すること。
- (8) 公園巡視
- 乙は、来園者の安全、安心、適正な公園利用を確保するために、公園内を巡視すること。（害獣箱罠及びセンサーカメラの映像確認を含む）
- 乙は、害獣の捕獲及び画像を確認した場合は、甲に速やかに報告するものとする。
- 巡視の際、公園管理上支障となる事象を発見した場合は、公園施設破損等報告書（様式第3号）及び事故報告書（様式第4号）等により報告すること。
- 巡視の回数は、毎日1回以上とする。
- (9) 光熱水費
- ① 電気料金
電気料金は、公園内の児童会館以外の電気量について全て乙が負担する。
 - ② 水道料金
基本料金→児童会館と折半すること。
従量料金→公園内の児童会館以外の水道量について全て乙が負担する。
- (10) 施設及び設備の変更又は改造
- 乙は、公園施設及び設備を変更又は改造する場合は必ず甲と協議すること。また、指定期間が満了した時、又は指定を取り消された時は、甲の指示により原形復旧すること。ただし、甲が公園管理上支障がないと認めた場合はこの限りではない。

2 公園施設維持管理業務

乙は、以下の公園施設維持管理業務を適切に行うこと。

- (1) サービスセンター管理運営業務
開園時、常時1人以上の人員を配置し、来園者の窓口業務を適正に行うこと。
- (2) 遊具の管理運営と点検業務
 - ① 「金山総合公園乗物施設等管理運営業務規定」（別記金山①）により適切に管理すること。なお、点検については、「金山総合公園有料遊具施設点検要領」（別記金山⑥）に基づき実施すると共に、遊具全般についても、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第3版）」（令和6年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（令和6年4月一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき点検を行うこと。
 - ② 臨時に有料遊具等を設置する場合は、「金山総合公園臨時有料遊具管理運営業務規定」（別記金山⑨）により適切に管理・運営すること。
- (3) ふれあい工房管理運営業務
ふれあい工房管理運営規定（別記金山②）により適切に管理すること。
- (4) じゃぶじゃぶ池のポンプ及び送水路の点検・清掃・・・年2回以上
 - ① ポンプの定期点検
 - ② 稼働日においては、適正に作動しているか毎日点検する。ただし、ポンプを停止する場合は別途定めることとする。
- (5) 有資格者の選任について

乙は、以下①、②の有資格者を選任してこれを公園に配置し、この旨を資格者証明書の写しを添付の上、有資格者選任届（様式第6号）をもって甲に届け出なければならない。

なお、第3種電気主任技術者については、第3種電気主任技術者を有する法人（以下「丙」という）に業務を委託することにより常駐の必要はない。

（委託の方法については、下記②電気主任技術者によること）

①防火管理者

防火管理者の責務

- (ア) 消防計画の作成
- (イ) 消火、通報及び避難の訓練の実施
- (ウ) 消防用設備等の点検・整備
- (エ) 火気の使用又は取扱に関する監督
- (オ) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (カ) 収容人員の適正管理
- (キ) その他防火管理上必要な業務

②第3種電気主任技術者（電気事業法第43条第1項）

電気主任技術者の業務

- (ア) 月次点検業務
- (イ) 年次点検業務
- (ウ) 高圧機器、母線、硝子、床等の清掃業務

○丙に委託する場合

乙から丙への再委託は認められないため（関東経済局 H17.3.28 内規より）、甲から丙へ直接委託する必要がある。この場合、甲、乙、丙の3者で、甲と丙の委託契約に関する覚え書きを締結し、業務を以下のとおり分担する。

甲・・・電気受託業務の委託、委託契約書（案）の承認

乙・・・有資格者選任届（様式第6号）の所定欄記入後提出、電気受託業者との委託手続き

丙・・・委託契約書（案）の提出、産業経済局への申請代行等手続き全般

(7) 法定保守点検業務等

乙は、次に掲げる「施設が法令により点検等が義務づけられている施設」または「安全上、保安上点検等が特に必要と認められる施設」について、点検等の措置を行うものとする。（保守点検業務については、Ⅲ 1(6)②修繕費の30万円、総額800万円の枠外であり、乙がその費用を負担する。）

①法定点検

法律に位置づけのある以下の点検について、適正に実施する。

点検名	頻度	有資格等	再委託
浄化槽(2,400人槽、80人槽、40人槽) 清掃業務（汚泥調整） (2,400槽は児童会館と費用を折半)	1回/年	浄化槽清掃許可業者	可
受水槽清掃及び水質検査業務	清掃1回/年、水質3回/	地方公共団体の機関	可

(門扉部分100m ³ 、ダイナミック広場部分4.0m ³) (門扉部分については児童会館と費用を折半)	年(ビル管理法全項目、トリハロメタン、ビル管理法簡易項目)	又は厚生大臣の指定する者	
浄化槽(2,400人槽)保守点検業務(児童会館と折半)	2回/月	浄化槽管理士	可
浄化槽(80人槽、40人槽)保守点検業務	1回/2月	浄化槽管理士	可
浄化槽(2,400人槽、80人槽、40人槽)法定点検	1回/年(11条検査)	保健所	可
パノラマチェア・サイクルモノレール・サイクル電車法定保守点検(別記金山①参照)	1回/年(建築基準法第12条点検)	一級建築士	可
野外ステージ、換気設備、排煙設備、非常用照明設備、給排水設備保守点検(給水ポンプを含む)	1回/年(建築基準法第12条点検)	一級建築士	可
自家用電気工作物(電気設備(受電設備等))	月次点検 1回/月 年次点検 1回/年	電気主任技術者	可
消防設備点検業務※	2回/年(総合、外観)	消防設備士	可

※消火器具・火災報知設備誘導灯・誘導設備・消防用水・非常コンセント設備・無線通信補助設備

②その他法定点検に準拠する点検

点検名	頻度
【建築物】サービスセンター、便所、サイクルモノレール管理棟、サイクル電車駅舎、改札所、大型休憩舎、山頂休憩所、体験学習舎、木工・陶芸倉庫、自転車倉庫、ホタルポンプ保守点検、サマーボブスレー(走路)保守点検	1回/年
【遊具】遊具点検、サマーボブスレー(スレッド)点検、おもしろ自転車(複数利用自転車)保守点検、かわり種自転車(一人利用自転車)保守点検	1回/年
からくり時計定期保守点検業務	2回/年
パノラマチェア及びサイクルモノレール保守点検業務(別記金山①参照)	3回(4月、9月、12月)

(8) 車両等維持管理業務

金山総合公園で保管する小型乗用車、ダンプトラック及び軽貨物車両の運行及び維持管理に要する一切の費用(車両の維持修繕(車検代(自賠責保険、重量税、手数料等)も含む)、ガソリン、オイル等)は乙の負担とする。

3 植栽維持管理業務

(1) 基本的事項

乙は、公園の芝生、樹木等の維持管理のため、「植栽管理共通仕様」(別記共通④、

「植栽管理共通仕様（詳細）」（別記共通⑤）及び「金山総合公園植栽管理基準」（別記金山④）により作業を行うほか、必要と認められる処置を行うものとする。

(2) 実施時期

植栽管理に当たっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥の実施などについて、最も適切な時期や方法を選び管理すること。

(3) 薬剤散布について

公園内の除草については、原則、除草剤を使用しないこと。また、雑草や病虫害の早期発見に努め、定期的な散布は行なわないこと。

なお、殺虫剤などの薬剤を散布する際は、来園者及び公園周辺に居住する住民に対し、十分な周知を行い、散布区域には看板などによる表示を行い、気づかず人が立ち入ることが無いよう努めること。

4 清掃業務

乙は、公園内の清掃管理のため、「金山総合公園園内清掃管理仕様・基準」（別記金山⑤）により作業を行うほか、必要と認められる処置を行うものとする。

5 災害派遣用移動式トイレ管理業務

群馬県危機管理課が設置許可を受けて園内に設置している災害派遣用移動式トイレについては、「災害派遣移動式トイレに関する覚書」（別記金山⑪）第12条第3項に基づき指定管理者の業務とし、管理するものとする。

IV 利用・管理

1 使用事務

(1) 使用事務

乙は、有料公園施設の利用の状況を明らかにするため、施設ごとに利用月別一覧表を備えておくものとする。

(2) 利用案内・広報広告

① 利用案内

乙は、公園利用者（現在公園を利用している人及び公園を利用しようとする者）に「公園利用者に提供する必要のある情報について」（別記共通②）に掲げる各種情報を、対面または電話等により対応するとともに、放送等により提供するものとする。

② 広報広告

乙は、公園の利用を促進するため下記の情報を、広報広告として、乙が作成する当公園のホームページ、SNS、パンフレット及び園内掲示板において提供するものとする。

(ア) 公園の所在、施設概要等

(イ) 公園施設の利用方法等

(ウ) 公園で開催される行事等予定

(エ) 公園使用上のマナーや安全・防災上の注意事項等

(オ) 季節限定で使用させる施設についての利用期間等

(カ) 公園の部分閉鎖及び補修等による公園の使用中止期間等

(3) 広聴

① 意見・苦情等への対処

乙は、公園利用者から公園の整備及び維持管理等に関する意見、苦情等があった場合には、これに誠実に対応し、特に苦情については苦情等関連報告書（様式第5号）により適正に処理するものとする。

② 園内アンケートの実施

園内に意見箱を設置（サービスセンター及びふれあい工房2カ所）し、利用者アンケートを実施すること。アンケートの内容等は別途甲と協議のうえ決定すること。アンケート結果についてはとりまとめ、月毎の業務報告と共に、甲に報告すること。

2 利用指導

(1) 利用指導

乙は、公園の保全上、あるいは安全で快適な利用環境を保つため、公園の利用方法について「県立都市公園標準利用管理要領」（別記共通③）により、利用者に対して指導、助言、注意を与えるものとする。

(2) 事故の処理

- ①乙は、人身事故が発生した場合は、事故者の保護に努め、応急措置を行うほか救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。
- ②乙は、利用者の金品の盗難、紛争等の事件が発生した場合には、所轄の警察署に通報するものとする。
- ③乙は、事故・事件（以下「事故」という。）の内容の如何に関わらず、事故者、被害者または目撃者から場所、経緯並びに住所、氏名、保護者等を調査し、原因究明に努めるとともに、管理上改善すべき事項については、適切な措置を行うものとする。
- ④乙は、事故の顛末を事故報告書（様式第4号）により甲に速やかに報告するものとする。
- ⑤乙は、応急手当用品を常時備えなければならない。
- ⑥乙は、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等を、事故情報記録（様式8）にて速やかに甲に報告するものとする。
- ⑦乙は、園内主要施設毎にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、従業者に救命救急講習を受講させ、応急措置に備えること。また、日常的な保守点検において、常に正常に作動することを確認し、点検チェックリストを甲に提出しなければならない。
- ⑧乙は、被害者の救済等を目的とした「損害賠償責任保険」に加入し、事故発生時に備えること。

V その他

1 連絡調整

- (1) 乙は、群馬県知事が都市公園法第5条の規定により許可した公園施設の設置者及び管理者と適宜連絡調整を行い、相互に協調して円滑な運営を図るものとする。
- (2) 群馬県が実施または要請する事業への支援、協力、事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

2 関係書類の作成・保存

(1) 業務日報

乙は、開園期間中の利用状況等、その他所定の事項を管理日誌（様式第7号）に記録するものとする。

(2) 履行確認書類の作成及び保存

履行確認のための書類〔年間維持管理作業実施報告書（様式第2号）、公園施設破損等報告書（様式第3号）、事故報告書（様式第4号）、苦情等関連報告書（様式第5号）、管理日誌（様式第7号）、公園施設チェックリスト（別記共通①-1）等を整

備し、甲が実施する毎月の履行確認検査受検の際に提出すること。また、甲より、報告や実地調査を求められた際には、速やかにその指示に従い、誠実に対応すること。

(3) 公園管理関係書類の作成及び保存

公園管理業務に関する書類（施設管理・植栽管理に関する作業状況等を記録した書類及び作業を記録した映像データ）については、甲から請求があった際には速やかに提示できるようにすること。

なお、上記書類及び電子データについては、基本協定書第8条による指定期間が終了した際には甲へ引き継ぐものとする。

3 調査

(1) 甲から、下記事項の他、公園の管理運営に関することや、公園の状況に関することの事項に関する調査または作業の指示があった場合には、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

- ①気温・天候等
- ②利用者数（概算）
- ③駐車場利用台数（概算）
- ④利用者の意見要望等
- ⑤その他甲より依頼されたもの

(2) 乙は、公園利用者等の利便のため、次に掲げる事項について調査・情報発信するよう努めるものとする。

- ①植物の開花日等
- ②渡鳥等動物の行動
- ③乙は、上記の事項以外に、甲が調査を必要と認める事項が発生した場合には、速やかに調査を行うものとする。

4 自主事業に関する留意事項

(1) 乙が行う自主事業については、自主事業実施計画書を提出し甲の承認を得ること

(2) 乙が指定期間に公園内で実施する県が認めた自主事業のうち、物品販売、飲食店営業等利潤が得られるものについては、許可期間は指定期間終了までとする。

なお、飲食店営業を厨房棟において実施する場合については、金山総合公園厨房棟管理運営業務規定（別記金山③）による。当該事業のために設置した施設・機器等については、責任を持って指定期間終了とともに撤去するものとする。

また、自動販売機の設置については、県が公募による一般競争入札に付した箇所以外の公園内での実施とする。

5 自己評価

乙は、自主事業も含めた公園管理業務について、アンケート調査の結果等を踏まえ自己評価を行い、毎年、事業報告書の提出に併せて、甲に提出すること。

また、群馬県が実施する「群馬県立都市公園指定管理者評価委員会」について、モニタリングシートの提出も含めて誠実に対応すること。

6 暴力団排除に係る対応

乙は、公園の利用から暴力団を排除するため、次に掲げる事項について、対応を徹底すること。

(1) 利用の不承認・不認可

乙は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用（以下「排除対象利用」という。）は、承認・許可しないこと。

(2) 該当する疑いがある場合の対応

排除対象利用に該当する疑いがある場合は、乙は速やかに甲へ連絡すること。

(3) 利用者への排除措置の周知

乙は、利用に関する注意事項の掲示等に、「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めた場合は、利用停止又は利用承認・許可を取り消すこと」を追加し、利用者に周知すること。

(4) 不当要求行為への対応

①指定管理者に対する不当要求行為の対応

指定管理業務に関し暴力団員等から不要な要求行為を受けた、又は、受けるおそれがある場合は、「指定管理者が公の施設の管理業務からの暴力団排除の措置等に関する要領」第4条に基づき、警察に通報し、き然として対応すること。

②暴力団等の疑いがある場合の対応

不当な要求行為を行った者が暴力団等に該当する疑いがある場合は、乙は速やかに甲へ連絡すること。

③再委託者に対する不当要求行為の対応

契約に関する条例の定めに準じ、乙が業務を再委託している相手方が再委託業務に関し不当要求行為を受けた場合も、①に準じて対応すること。

7 ぐんまこどもの国児童会館との連携

公園内にある児童会館と互いに連携を図り、公園利用者の増加に努めること。

8 地震発生時及び異常気象等の対応について

(1) 都市公園施設については、震度5弱以上の地震が発生した際、異常気象等により甲より依頼があった際は、公園利用者の安全確保を行うとともに、本仕様書(Ⅲ.1.(8)公園巡視)に基づき、原則として、即時、園内施設の点検を実施すること。なお、夜間において状況が確認できない部分については、翌早朝に確認し報告すること。

(2) 点検終了後、早期に、甲へ報告を行うとともに、金山総合公園の管理及び運営に関する基本協定書第32条第1項(緊急時の対応等)に基づき、甲の指示により必要な措置を講ずること。

(3) その他、災害発生時には甲と協議のうえ、復旧対策、利用者安全対策を図ること。

(4) 震度5弱未満の地震であっても、乙は必要に応じて来園者の安全確保及び避難誘導等を行うこと。

県立都市公園施設点検要領

(目的)

第1 この要領は、群馬県（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、県立公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、公園の巡回点検に関し、必要な基準を定め、公園の安全かつ機能的な運営を図ることを目的とする。

(点検者)

第2 点検は巡視員（職員・作業員）が行うものとする。

(服務規程)

第3 点検者は乙が定めた服装（腕章、作業服等）を着用するものとする。

2 点検者は、公園利用者に不快感を与えないよう言動に注意し、点検作業を行うものとする。

(点検計画)

第4 点検者は、乙が定めた勤務計画及び点検経路に基づき、点検を行うものとする。

(点検手法)

第5 点検者は、別表共通①-1（1）～（2）の各公園別のチェックリストに基づき、所定の点検を行う。

2 点検者は、点検を行う際にはチェックリスト及び必要な点検用具類を携行し、各施設を点検し、点検時に異常が発見された場合は必要な措置を行う。

3 異常に対する措置を行った際には、異常の内容及び措置内容を日誌に記入するものとする。

4 点検は原則として徒歩により行うものとする。

5 別表のチェックリストは毎月の履行確認の際、甲（所管土木事務所長）宛提出する。

(異常発生時の措置)

第6 点検者は、施設に破損等の異常を発見したときは、速やかに施設の使用停止あるいは応急処置等の対策を講じ、乙へ報告する。

公園施設チェックリスト(施設修景等)

別表共通①-1(1)

公園名		令和	年度		点検者		点検日	
-----	--	----	----	--	-----	--	-----	--

施設名	点検箇所	内容								異常の有無	異常のあった箇所	処理内容
		点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無			
園路	路面	破損		不陸		排水不良		障害物		清掃		
		その他										
広場		破損		不陸		排水不良		障害物		清掃		
		その他										
門		破損		腐食		ぐらつき		塗装		表示不明		
		施錠		油切れ		その他						
外柵		破損		倒れ		腐食		ぐらつき・ゆるみ		塗装		
		その他										
車止め		破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他		
		破損		腐食		倒れ		傾き・ぐらつき		塗装		
標識板		表示不明		ボルト		落書き		その他				
		位置		破損		腐食		塗装		その他		
灰皿		吸いがら回収		清掃		塗装		その他				
		破損		ぐらつき		腐食		雨漏り		施錠		
倉庫		火気		物品		その他						
		破損		たるみ		樹木等への接触		地下ケーブル露出		その他		
照明灯	引込み	ポール		破損		ぐらつき		腐食		塗装		その他
		灯具		破損		紛失		腐食		点灯		清掃
		その他										
		配線		破損		露出		自動点滅器		スイッチ		安定器
		漏電		その他								
排水設備	側溝	管		破損		つまり		勾配不良		土砂堆積		その他
		柵		破損		つまり		勾配不良		その他		
		破損		つまり		土砂堆積		蓋紛失		蓋破損		
		その他										
階段	本体	破損		亀裂		すりへり		沈下		その他		
		手すり		破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他
便所	本体	損傷		塗装		清掃		落書き		その他		
		窓・扉		破損		落書き		その他				
		室内		破損		汚れ		その他				
		水洗器具・給水設備		破損		故障		つまり		漏水		その他
		排水施設		破損		つまり		その他				
四阿・休憩所		破損		腐食		塗装		ぐらつき		汚れ		
		落書き		清掃		火気		その他				
ベンチスツール		破損		腐食		塗装		ぐらつき		汚れ		
野外卓		固定不良		溶接不良		その他						
		破損		腐食		塗装		ぐらつき		汚れ		
パーゴラ		固定不良		溶接不良		その他						
		破損		腐食		塗装		ぐらつき		汚れ		
飲用水栓		破損		亀裂		ぐらつき		漏水		土砂堆積		
		紛失		汚れ		排水不良		その他				
その他												

公園施設チェックリスト(施設修景等)

別表共通①-1(2)

公園名		令和	年度		点検者	点検日					異常のあった箇所	処理内容	
施設名	点検箇所	内容		点検項目		点検項目		点検項目		点検項目		異常のあった箇所	処理内容
		点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無		
池	水	水量		水質		ゴミ		生物		漏水			
		その他											
		外柵	破損		ぐらつき		腐食		施錠		その他		
流れ	水路	破損		漏水		障害物		清掃		その他			
		装置	異常		その他								
噴水	本体	破損		腐食		その他							
		水	水量		水質		その他						
		装置	異常		その他								
植栽	樹木	枯損		倒れ		枝折れ		病虫害		徒長			
		ラベル損傷		支柱損傷		雑草		その他					
	芝生(地)	枯損		病虫害		雑草		清掃		その他			
	花壇	枯損		病虫害		雑草		その他					
	生け垣	枯損		枝折れ		病虫害		徒長		支柱損傷			
		その他											
記念碑		損傷		清掃		その他							
彫像		倒れ		破損		ぐらつき		いたずら・落書き		その他			
野外ステージ		損傷		清掃		照明		危険物		その他			
その他													

公園施設チェックリスト(運動施設)

別表共通①-1(3)

公園名		令和	年度		点検者		点検日	
-----	--	----	----	--	-----	--	-----	--

施設名	点検箇所	内容		異常の有無		異常の有無		異常の有無		異常の有無		異常のあった箇所	処理内容
		点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無	点検項目	異常の有無		
陸上競技場	フィールド	損傷		不陸		排水		障害物		芝生			
		その他											
	トラック	損傷		不陸		排水		障害物					
	スタンド	破損		腐食		ぐらつき		塗装		清掃			
	備品	損傷		数量不足									
補助陸上競技場	フィールド	破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他			
		損傷		不陸		排水		障害物		芝生			
	その他												
	トラック	損傷		不陸		排水		障害物					
	備品	損傷		数量不足									
野球場	グラウンド	破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他			
		損傷		不陸		土砂		芝生		障害物		排水	
	その他												
	バックネットフェンス	破損		腐食		ぐらつき		その他					
	備品	損傷		数量不足		その他							
サッカー・ラグビー場	芝生	破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他			
		損傷		不陸		排水		障害物		芝生			
	その他												
	スタンド	破損		腐食		ぐらつき		塗装		清掃			
	備品	損傷		数量不足		その他							
テニスコート	コート	破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他			
		不陸		排水		ラインテープ		障害物		その他			
	フェンス	破損		腐食		ぐらつき		その他					
	備品	損傷		数量不足		その他							
	付属設備	破損		腐食		ぐらつき		塗装		その他			

公園利用者に提供する必要のある情報について

○公園利用に関する情報

1 全般的な留意事項

公園利用者に対する、公園の利用上のきまりや公園施設の使用方法等を案内するために必要な情報を伝達する

2 具体的な提供情報

- (1) 施設の所在に関すること
- (2) 園内の移動経路と園内施設との関係に関すること
- (3) 有料公園の入場料、有料施設の使用料、開園時間及び休園日等
- (4) 公園内で開催されるイベントの内容、実施時期等に関すること
- (5) 園内の植栽等に関すること

○利用者の安全に関する情報

1 全般的な留意事項

公園の利用上のきまりや施設の使用方法等以外の突発的なできごとに関連して、一般来園者へ情報を伝達する。

2 具体的な提供情報

- (1) 迷子・忘れ物・伝言等に関すること
- (2) 利用者の安全確保のために必要な避難誘導や熱中症予防等に関する情報
- (3) 利用者に利用指導するための注意・警告

県立都市公園標準利用管理要領

(目的)

第1 この要領は、群馬県（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、県立公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、県立都市公園の利用管理について、必要な基準を定め、公園の安全かつ機能的な運営を図ることを目的とする。

(利用管理)

第2 乙は、別表に定めた利用指導の区分により公園利用者の利用管理を行い、適切な公園利用を図るものとする。

(従業者指導)

第3 乙は、公園職員・作業員等（以下「従業者」という。）が公園利用者に対し適切な利用指導を行なうよう指導するものとする。

(事件・事故等発生時の措置)

第4 園内において人身事故や事件が発生した場合、下記のとおり対応するものとする。

- (1) 事故・事件等の被害者を保護し、応急手当等必要な措置をする。
- (2) 従業者は速やかに乙へ報告し、指示を受ける。
- (3) 乙は事故・事件等の発生時には甲及び関係機関へ連絡・報告する。
- (4) 必要な場合は、他の公園利用者等への注意喚起を行う。

利用指導の区分

目的	区分	指導内容	対象となる行為、施設等の例
公園の安全	条例その他により禁止されている行為	行為の禁止	動植物の採集 都市公園の損傷・汚損 立入禁止区域への立ち入り 広告物の表示 指定場所以外での火気使用
公園利用者の安全確保	公園利用者の安全確保のために必要な行為の規制	危険行為の制止	バット等の使用 ブランコ等からの飛び降り プールの飛び込み 潜水 自転車の乗り入れ等
	公園施設の適正な使用	各種施設の適切な使用	各種運動施設 プール等水面使用施設 各種遊具 バーベキュー炉 遊具等
施設利用者の適正使用	公園利用者の快適な公園利用のために必要な指導・助言	快適な公園使用の妨げになる行為	芝生広場等でのゴルフ、野球等
		利用方法が特殊な施設についての指導	火気使用行為（バーベキュー） トレーニング機器 野外ステージ 照明施設
		レクリエーション活動に対する指導・助言	自然観察 オリエンテーリング 各種スポーツ 学習目的で施設を使用している学校 その他の団体への指導

植栽管理共通仕様

○樹木管理

- (1) 高木管理 樹勢等を観察し、枯損木や風倒木が発生した場合には伐採・剪定等を行う。
- (2) 中低木管理 樹勢等を観察し、樹形を整えるのに支障となる密生した枝や不必要な枝の剪定や刈り込みを行う。
- (3) 中低木（仕立物） 樹形を整えるのに支障となる枯枝や支障木を剪定し、先端をそろえ全体の形を整える。
- (4) 生垣刈り込み 樹形を整えるのに支障となる枯枝や支障木を剪定し、上面をそろえ両面刈りを行う。
- (5) 施肥 樹勢等を観察し、必要に応じ施肥を行う。
- (6) 病虫害防除 病虫害の発生時期には点検を強化し、病虫害が発生した際には発生した病虫害の種類、特徴等を把握し、適切な薬剤の散布や発生枝の切除等を行う。
- (7) こも巻き マツ類に対して行い、害虫の捕殺を行う。
- (8) 除草・草刈 雑草の生育が盛んな時期に、既存植物を傷つけないように注意して、雑草の根から取り除く。
- (9) 灌水 主に夏期に、樹勢等を観察しつつ、適切に行う。また、植栽や移植をした直後の樹木などにも適切に行う。
- (10) 支柱結束直し 台風の時期にあわせ、点検及び作業を行う。

○芝生管理

- (1) 園内の芝生地については、別添芝生管理基準に基づき作業を行う。

○花壇管理

- (1) 花壇のデザインに基づき、植え付け、除草、灌水、施肥、病虫害防除を行う。

○園路管理

- (1) 除草・草刈 雑草の生育が盛んな時期に、既存植物を傷つけないように注意して、雑草の根から取り除く。
また、特定外来生物（植物）については、外来生物法に基づき防除に努めるとともに、環境省の指定する生態系被害防止外来種（植物）等についても、外来種被害が発生しないよう、適切に努めること。

○清掃

- (1) 園路・広場・植込地を対象に、ゴミ、空き缶、吸いがらなどをとりこぼしのないように集める。
- (2) 遊具周辺のゴミは事故の原因になりうるので、特に取りこぼしのないように注意する。
- (3) 収集したゴミは、可燃物・不燃物等の分別をし、適切に処理する。
- (4) 落ち葉、枯れ枝等については、園路部分を中心に清掃し、植込地内はできる限り還元する。

○自然林管理

- (1) 枯損木、風倒木による事故等が発生しないよう日常点検で状況を把握し、園地及び遊歩道周辺の枯損木、風倒木から優先して伐採する。
- (2) 自然林から園内の植栽に病虫害が拡散するのを防止するため、状況を観察しつつ病虫害が発生した場合には適切な防除処置をする。
- (3) 自然林の樹勢等を観察しつつ、樹勢を弱める冗枝や、枯れ枝については枝打ちを行ない、必要に応じて間伐を行う。
- (4) 自然林の林床については、主に夏期に雑草や笹などを下刈りする。

植栽管理共通仕様（詳細）

植栽

1 植込地	1-7 支柱取替	3-2 清 掃
1-1 剪 定	1-7-1 支柱取はずし	
1-1-1 一般事項	1-7-2 支柱取付け	4 花 壇
1-1-2 弱剪定	1-8 支柱結束直し	4-1 材料一般
1-1-3 強剪定	1-9 枯損木処理	4-2 地拵え
1-2 刈込み	1-10 松こも巻	4-3 植 付
1-2-1 一般事項	1-11 清 掃	4-4 除草、灌水
1-2-2 大刈込み	1-11-1 全面清掃	4-5 施 肥
1-2-3 生垣刈込み	1-11-1 選択清掃	4-6 病虫害防除
1-3 施 肥		4-7 その他
1-3-1 一般事項	2 芝生地	
1-3-2 上木施肥	2-1 刈込み	5 菖蒲田
1-3-3 生垣施肥	2-2 施肥	5-1 除 草
1-3-4 下木施肥	2-3 目土かけ	5-2 株 分
1-4 除 草	2-4 除 草	5-3 定 植
1-4-1 抜取除草	2-4-1 抜取除草	5-4 施 肥
1-4-2 刈取除草	2-4-2 薬剤除草	
1-4-3 薬剤除草	2-5 病虫害防除	
1-5 病虫害防除	2-6 エアレーション	
1-5-1 剪定防除	2-7 灌 水	
1-5-2 薬剤防除	2-8 ブラッシング	
1-6 灌 水	2-9 補 植	
1-6-1 葉面灌水		
1-6-2 地表灌水	3 草 地	
1-6-3 地中灌水	3-1 草 刈	

1 植込地

1-1 剪定

1-1-1 一般的事項

1 基本的事項

- 1) 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- 2) 剪定方法には、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 3) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 4) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 5) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- 6) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。
- 7) 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃する。

2 主な剪定方法

- 1) 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数10cm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえで、切返しを行い切除する。大枝の切断面には必要に応じて監督員の指示により防腐処理を施す。
- 2) 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。
この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、しだれやなぎなどは内芽）を残すものとする。
- 3) 切返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切取、及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行う。
剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切取る。
- 4) 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝のつけ根から切取る。

1-1-2 弱剪定

- 1 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。

2 主として剪定すべき枝

- 1) 枯枝
- 2) 生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
- 3) 著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）
- 4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
- 5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）
- 6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝（以下「不要枝」という。）
 - a. やご（ひこばえ）
 - b. 幹ぶき（胴ぶき）
 - c. 飛び枝（徒長枝）
 - d. からみ枝
 - e. 逆さ枝
 - f. きり枝

g. ふところ枝

h. その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）

3 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。

4 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切取る。

5 街路樹等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。

1-1-3 強剪定

1 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。

2 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。

3 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

1-2 刈込み

1-2-1 一般事項

1 枝の密生した個所は中すかしを行い、刈地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。

2 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。又針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つき等を行う。

3 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。

4 数年の期間をおいて刈込みを実施する場合、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

特にヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。

5 刈取った枝葉はすみやかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。

刈込んだ樹木、寄植等の周辺は、きれいに清掃する。

1-2-2 大刈込み

1 各樹種の生育状態に依り、刈地原形を充分考慮しつつ刈込む。

2 植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。

1-2-3 生垣刈込み

1 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、先端をそろえる。

2 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

1-3 施肥

1-3-1 一般事項

1 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に依りて最も効果が期待できるよう、施肥方法について監督員と協議する。

2 みぞ及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

1-3-2 上木施肥

1 輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度のみぞを輪状に掘り、みぞ底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。みぞ掘りの際、特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合はその外側にみぞを掘る。

2 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から車輪の輻（や）のように放射状にみぞを掘る。みぞは外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、みぞ底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。みぞの深さは15～20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、みぞの中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。

3 壺肥（つぼごえ）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。

4 移植後1年以内の樹木及び剪定後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、みぞ及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘る。

1-3-3 生垣施肥

1 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。

2 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

3 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

1-3-4 下木施肥

1 1本立ちおよび小規模な寄植えの場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は上木施肥に準ずる。縦穴及び溝の深さは20cm程度とする。

2 列植の場合

生垣施肥に準ずる。

3 群植、大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、1㎡当り3カ所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。

化学肥料については、植込内に均一に散布する。

1-4 除 草

1-4-1 抜取除草

1 既存池被類をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取除く。

2 抜き取った雑草は、すみやかに処理すると共に、除草跡はきれいに清掃する。

1-4-2 刈取除草

1 既存植物をいためないよう鎌などを用いて、根際より刈取る。

2 その他は「抜取除草」に準ずる。

1-4-3 薬剤除草

公園内における薬剤を使用した除草は原則行わない。

1-5 病虫害防除

1-5-1 剪定防除

1 アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、すみやかに焼却処分する。

2 剪定方法は、植込地剪定に準ずる。

1-5-2 薬剤防除

1 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。

- 2 使用できる殺虫剤の種類及び使用優先順位は以下のとおり。
 - 1) 脱皮抑制剤（昆虫成長抑制剤）
 - 2) フェロモン剤
 - 3) B T 剤
- 3 散布方法はそれぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施する。
- 5 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害被害部分を中心にむらなく散布する。
- 6 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行う。また来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものかかからないよう充分注意して行う。
- 7 散布作業は人体への影響を充分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。

1-6 灌水

1-6-1 葉面灌水

葉面上の粉塵などを洗い落とすよう前後表裏方向をかえて水を吹きつける。

1-6-2 地表灌水

根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり指定量の水を灌水する。

1-6-3 地中灌水

根元周囲に灌水用の縦穴がある場合は縦穴より灌水を行う。水は指定量を数回に分けて灌水する。

1-7 支柱取替

1-7-1 支柱取はずし

在来の支柱の取はずしは樹木を損傷しないよう充分注意し根元より完全に引抜く。また、杉皮、棕呂縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻き材も同時にきれいに取除く。

1-7-2 支柱取付け

控木をあらたに取付ける場合は「整備工事の標準仕様」に準じて行う。

1-8 支柱結束直し

- 1 在来の杉皮、棕呂縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないよう、ていねいに取除く。
- 2 再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、棕呂縄で結束する。
- 3 その他については「整備工事の標準仕様」に準ずる。

1-9 枯損木処理

- 1 枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、工作物特に人止柵等を損傷しないよう注意深く行う。又、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処置を行う。
- 2 切株はできるだけ地際より処理すること。
- 3 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断したあと、指定方法により処理し、跡地はきれいに清掃する。

1-10 松こも巻

- 1 取付け、取はずしにあたっては時期を逸しないよう施工する。
- 2 取付け位置は原則として地上高1.5m程度の幹部とし、取付け位置より下部に枝がある場合は当該下枝にも取付ける。

- 3 支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取付ける。上部に取付けることが害虫の駆除に不適當な場合には結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれに取付ける。
- 4 取付けは、こもを樹幹に巻きこみ、その上を丸縄で2カ所結束する。結束は上方をやや緩く、下方を硬く結束する。
- 5 取外しは害虫を落とさぬよう注意深く行う。取外した後、樹幹についている害虫を採取し、取外したこもと共に指定箇所に集め速やかに焼却する。
- 6 取外した後、取外し部分に殺虫剤を塗布又は散布する。

1-11 清 掃

1-11-1 全面清掃

- 1 植込地内のくず箒、吸いがら入、及びその周囲のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理する。
- 2 植込地内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝等も竹ぼうき等によりかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ、土を含めないよう注意する。
- 3 下木内のゴミ等は、下木類をいためないよう注意して取除く。
- 4 燃性ゴミと不燃性ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理する。

1-11-2 選択清掃

- 1 落葉、落枝等はなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努める場合は、ゴミ、あきかんなどはひとつひとつ取除き、指定箇所に運搬処理する。
- 2 その他は「全面清掃」に準ずる。

2 芝生地

2-1 刈込み

- 1 芝生地内にある石、あき缶等障害物等はあらかじめ取除く。
- 2 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む
- 3 刈込み高は監督員と協議する。
- 4 樹木の根際、さく類のまわりなど、機械刈りの不適當又は不能の場所は手刈りとする。
- 5 縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあつては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切込み、せん除する。
- 6 刈り取った芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

2-2 施 肥

- 1 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
- 2 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれている時は行わない。

2-3 目土かけ

- 1 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをもちいる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、入念に混合する。
- 2 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に充分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

2-4 除 草

2-4-1 抜取除草

- 1 芝生をいためないよう、除草器具などを持ちいて、根よりていねいに抜きとる。

2 抜きとった雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

2-4-2 薬剤除草

公園内における薬剤を使用した除草は原則行わない。

2-5 病虫害防除

植込地の薬剤防除に準ずる。

2-6 エアレーション

1 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行う。

2 穴及びカッティングの深さ、間隔は監督員と協議する。

2-7 灌 水

所定の灌水量を芝生全面にゆき渡るよう、均一に散水する。

2-8 ブラッシング

1 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク等で芝生面をていねいに回数多く引っかき、ほふく茎や根などを切断すると共に、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）を除去する。

2 発生した枯葉、枯茎等はすみやかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃する。

2-9 補 植

1 補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで、床土を交換したうえ、沈下防止のため、よく転圧する。

2 張芝にあたっては、周縁と同じ高さになるよう調整し、転圧、目土を施し、よく灌水する。

3 草 地

3-1 草 刈

1 草地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取除く。

2 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。尚、刈高は監督員と協議する。

3 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。

4 刈草は毎日指定箇所に運搬集積し、すみやかに処理するとともに刈跡はきれいに清掃する。

3-2 清 掃

植込地の清掃に準ずる。

4 花 壇

4-1 材料一般

1 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用する。

2 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

4-2 地拵え

1 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。

- 2 花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘起し、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取除き、凹凸のないよう一様にならす。
- 3 肥料を施す場合は、所定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキなどにより、床土とよく混合する。

4-3 植えつけ

- 1 花苗、球根の植えつけは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないよう、しっかりと植えつける。
- 2 植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮きあがるなど植えつけが確実でないものは植直しする。

4-4 除草・灌水

- 1 除草及び灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を逸しないよう監督員と連絡を密にして行う。
- 2 除草は花苗をいためないよう、除草器具などにより、雑草だけ根より抜きとる。この際、花苗の根が浮きあがったりしているものは植直す。
- 3 灌水は花苗をいためないよう、ていねいに行い、根に充分水がゆきわたるよう浸透させる。

4-5 施肥

- 1 元肥は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- 2 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法で行う。

4-6 病虫害防除

植込地の薬剤防除に準ずる。

4-7 その他

- 1 花壇縁取り及び修景用株物、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行う。
- 2 花壇内の芝生管理については「芝生地」の諸管理に準じて行う。

5 菖蒲田

5-1 除草

雑草は根より丁寧に抜きとり、指定箇所に運搬集積し、まとめて処理する。

5-2 株分

- 1 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう堀上げ、古土を落とし、古根、古茎を切り捨てる。
- 2 株分に際しては、切口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう手際よく行う。なお株の調整にあたっては、草たけの2分の1から3分の1の葉を落す。
- 3 休眠期の株分けは、堀上げた株を新しく分けつした芽が5～7芽含むように適当な大きさにエンピ等により切分ける。

5-3 定植

株分けした芽は、品種を混合しないよう整理し、指定箇所に5～7芽を標準として定植する。

5-4 施肥

指定の施肥量を菖蒲の根に直接ふれないよう、株間に溝掘りをして施肥し埋戻す。

金山総合公園乗物施設等管理運営業務規定

(目的)

第1条 この規約は、太田土木事務所長（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、県立金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、乗物施設等の管理運営業務に関する必要な事項を定め、利用者の安全かつ快適な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「乗物施設等」とは、サイクル施設のサイクルモノレール、サイクル電車、バッテリーカー、おもしろ自転車、かわり種自転車及び幼児サイクル広場、ダイナミック施設の座席付昇降機（以下「パノラマチェア」という）、そり式滑降施設（以下「サマーボブスレー」という）その附帯施設、機械・器具並びにそれらの設置された区域をいう。
- (2) 「大人」とは高校生以上の者、「子供」とは4歳以上で中学生以下の者、「幼児」とは3歳以下の者をいう。
- (3) 「保護者」とは、児童福祉法上の保護者及び次の者をいう。
 - ① 子供の家族（のりもの券を利用する高校生以上の者）
 - ② 子供育成団体等の引率役員
 - ③ 学校行事として来園した引率教師
 - ④ 心身に障害のある者の介護者
 - ⑤ 知人の子供を引率して同乗する大人

(供用期間及び供用時間)

第3条 乗物施設等の供用時間は、9時30分から17時00分までとする。ただし、11月1日から2月末日までは、9時30分から16時30分までとする。

- 2 利用者対応等の理由がある場合は、必要に応じて供用期間・時間の変更を甲に協議すること。
- 3 供用時間中は、特別な理由（甲の指示、災害、乗物施設等の異常及び天候の急変や異常等）がある場合を除き、乗物施設の運行を停止してはならない。
- 4 サイクル広場及びサイクル施設の開門は9時15分までに、閉門は利用時間終了時に乙が行う。
- 5 座席付昇降機及びそり式滑降施設の供用日は、公園の供用期間のうち、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - (2) 小学校、中学校等の春休み、夏休み及び冬休みの期間（明らかに利用が見込まれない場合を除く。）
 - (3) 前各号で掲げる日のほか、指定管理者において、多数の利用が見込まれると判断する日
 - (4) その他甲が必要と認める日

(利用者への対応)

第4条 従事者は、利用者への対応は次の点に留意して行う。

- (1) 公共施設としての品位を保つよう努力すること。
- (2) 利用者の安全を第一に考えること。

(3) 丁寧な言葉で親切に対応すること。

(営業内容)

第5条 乙は、各乗物施設等の乗降場所に従事者を適正に配置するとともに、休憩時間等における従事者の交代を円滑に行い、利用者の安全と効率的な運行に努めるものとする。特に、サマーボブスレーは、ブレーキ及びレーンの除水、障害物の除去、清掃及び点検を常に行い、安全確保に万全を期す。

2 乙は、乗物施設等の開錠、通電、乗物等の異常性のチェック、点検、試乗等を行い乗物施設等の安全性の確認、各乗場の適正な人員配置等の確認を9時15分までに行う。

3 安全な利用を確保するため、利用者の動向を注視し、必要に応じて指導を行う。

4 貸出・返却時において異常があると認められた乗物は、格納庫に保管し、貸し出してはならない。

5 従事者は、乗物施設利用前に大人及び子供の別を確認のうえ、のりもの券を受け取る。また、のりもの券には使用済みの消印を行う。ただしバッテリーカーについては1回の利用につき100円硬貨の投入による利用方法とする。

6 乗物施設等の格納は、特別の事情がある場合を除き、営業時間終了後に行うものとする。

7 乙は、利用者が多数で混雑しているとき、または混雑が予想される場合は、速やかに券売所とのりもの券の販売制限等、必要な事項について協議を行う等適切な措置を講ずる。

(乗物施設の運行停止及び再開)

第6条 乙は、次の事項が発生し、安全対策上支障があると判断した場合には、乗物施設の運行を停止することができる。運行を停止するに当たっては管理事務所と十分協議を行うとともに利用者の危険回避、避難誘導の措置を講じなければならない。運行を停止した場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(1) 地震・火災が発生した場合

(2) 雷注意報が発令され、襲来が予知される場合

(3) 強風により危険を伴う場合（風速6m/秒以上の場合、特にサイクルモノレールは注意すること）

(4) 降雪により危険を伴う場合（特にサマーボブスレーは注意すること）

(5) 乗物施設等の異常、その他緊急の事態が発生した場合

2 乙は、安全を確認し、事前に券売所と十分協議をした後に運行を再開するものとする。運行を再開したときは、その旨を甲に報告するものとする。

(乗物施設利用の制限等)

第7条 乙は、利用者の安全確保を図るため、次に掲げる者に対してはのりもの券の販売及び乗物施設の利用を制限することができる。

(1) 小学3年生に満たない子供が乗物施設を利用する場合、第3項に定める保護者数を満たしていない場合

(2) 介護を必要とする者の、介護者がいない場合

(3) 夏期等で上半身衣類の着用がない者

(4) 利用者が多数で、待ち時間が長くなると予想される場合、または時間内に乗物施設を利用できないと予想される場合

(5) 酒気を帯びた者

(6) 利用することが無理な状態にあり、事故を起こす可能性のある利用者には利用の中止を、または他の利用者に対して危険な行為をしている者に対しては、これに注意し、これに従わない者に対しては直ちに退去させること。

3 乗物施設当たりの定員及び小学2年生以下の子供が利用する場合の保護者の同乗者数（以下「保護者数」という）は、次による。ただし、サイクル電車、サイクルモノレールを利用するに当たっては、幼児を保護者が身体に通常の背負い紐で固定した場合、定員から除く。

乗物施設	定員	保護者数	例 外
サイクル電車	4	1人以上	2年生以下の子供でも身長1.2mを超える場合は、保護者の規定は適用しない。 バッテリーカーは小学校2年生以下の子供でも1人で利用することは可であるが、就学前の幼児等、単独での利用が危険であると判断される場合は、保護者の同乗を指導する。
サイクルモノレール	2	1人	
おもしろ自転車 1人用	1		
〃 2人用	2	1人	
〃 2人・幼児2人用	2・幼児2	1人以上	
かわり種自転車	1		
バッテリーカー	2		
パノラマチェア	大人2・子供1	1人以上	
	大人2・子供2	1人以上	
サマーボブスレー	2	1人	

(乗物施設別の指導事項)

第8条 各乗物施設の利用に当たっては、事故防止に細心の注意を払い、守るべき乗物の定員・服装は厳守させるとともに乗物施設及び周辺でのボール、棒、自転車（一輪車・幼児用自転車を含む）等危険な遊びは行わないよう指導する。

従事者の指導を無視した行為、利用者の過失から生じた事故については、各利用者の責任であることとの徹底を図る。

2 事故の防止を図るため、各乗物施設別の指導事項を次のとおり定める。

(1) おもしろ自転車、かわり種自転車、バッテリーカーの利用

- ① 利用単位は30分とすること。（ただしバッテリーカーは設定時間とする）
- ② 事故防止のため、靴以外の使用は認めないこと。
- ③ おもしろ自転車、かわり種自転車の利用者には、定められた方向に走り、他車と接触しないようコース内の決まりを厳守させること。
- ④ おもしろ自転車、かわり種自転車の乗り換えは、時間内は自由であるが運転操作が異なる場合には事故が起こらないよう指導すること。利用者が多数で、待ち時間が長くなると予想される場合には、利用者を一定の集団として、集団毎に単位時間終了時をもって入れ替えること。

(2) サイクル電車、サイクルモノレールの利用

- ① 利用単位は一周とすること。
- ② 追突事故を避けるため、急停車、急発進は行わないよう指導すること。
- ③ サイクル電車は、途中下車または途中乗車をさせないこと。立ったり、車外に手足を出したりしな

いよう指導すること。

- ④ サイクルモノレールの発車は、従事者によるシートベルトの装着確認後に行わせ、その降車は従事者の指示によるシートベルト解除の後に行うよう指導すること。
幼児を保護者が身体に通常の紐で固定した場合を除き、シートベルトのできない幼児の乗車は認めないこと。
 - ⑤ サイクルモノレールの利用者には、走行中は車内に立ったり乗物を故意に揺すったり、シートベルトを解除したり、急発進、急停車を行わないよう指導すること。
- (3) パノラマチェア、サマーボブスレーの利用
- ① 利用単位は、パノラマチェアは片道、サマーボブスレーは一回とすること。
 - ② 乗物施設への乳母車、不安定な荷物及び動物等の持ち込みは危険のため禁止すること。
 - ③ 山麓・山頂の従事者は、乗物施設運行中の事故防止・連絡の任に当たるとともに、利用者の乗り降りを適切に誘導させること。
 - ④ パノラマチェアの利用者には、乗車中は膝当てバーを上げないよう指導するとともに、車内で立ち上がったり乗り降りさせないこと。
 - ⑤ サマーボブスレーの利用者には、乗車前にブレーキの操作方法、見通しの利かない箇所及びゴール近くでの減速、走行中の停止や他の人に対しての迷惑・危険を及ぼす行為の禁止、2人乗りの場合は後の人は前の人に両手でしっかり捕まり、体をコース外に出さない、ゴールでの素早い下車等の説明を行うこと。
 - ⑥ サマーボブスレーを発走させるにあたっては、必ず信号機が青になったことを確信した後、次のそりをスタートさせること。また、保護者と同乗しても小学2年生以下の子供の運転は、禁止させること。

(乗物施設等の保守、点検、修理)

第9条 乗物施設の安全運行を図るため、次の事項に注意して乗物施設等の保守、点検、修理を行うものとする。

(1) サイクルモノレール、パノラマチェア保守点検

- ① 乙は保守点検業務について、前年度の10月までに（初年度は4月中）甲に計画書を提出し、承認を得なければならない。
- ② 計画書に基づき甲と乙は、年度の業務とその分担を決めることとする。この際、乙の負担はその上限を3,300千円（消費税込）とする。
- ③ 主な業務内容
 - 年3回以下のとおり保守点検業務を実施すること
 - 4月 定期保守点検（概ね2日間）（必要部品の取り替え含む）
 - 9月 定期保守点検（概ね3日間）（必要部品の取り替え含む）
 - 12月 法定定期点検＋定期保守点検（概ね4日間）（必要部品の取り替え含む）
 - 安全上支障がないよう、以下の業務を検査中に別途実施する。
 - ・上駅駆動装置（キャタピラチェーン、ウォーム減速機、トルコン、電磁ブレーキ、モーター等）製作・修理・取替
 - ・乗り物引き上げチェーン（ドッドローラー、リンクピン等）製作・取替
 - ・走路（チェーン伸び調整装置、チェーン伸び、U型R部分ローラー走行部摩耗板、ドラッグロー

ラ走行チャンネル溝等) 修理・製作・取替

・駆動装置(ウォーム減速機、キャタピラチェーン等) 製作・取替

(2) サマーボブスレー保守点検

①乙は保守点検業務について、前年度の10月までに(初年度は4月中)甲に計画書を提出し、承認を得なければならない。

②主な業務内容

○年1回以下のとおり保守点検業務を実施すること

定期保守点検(概ね2日間)(必要部品の取り替え含む)

○安全上支障がないよう、以下の業務を実施する。

・レーン(ジョイント部の溶接割れ・段差、変形、埋め土の流出等の確認)

・スレッド(ハンドルレバー、走行シュー、走行ローラーの摩耗・劣化・異音等の確認)

(3) その他の留意事項

①サイクルモノレール

- i 乗物施設等の点検は、運行の前後に必ず行うとともに、パンク及び部品交換等簡易な修理を行うこと。
- ii 外観の汚れは直ちに除去し、チェーンの張り具合の点検、車輪取付軸受け等のボルト・ナットの増し締め、ブレーキの調整、必要に応じた部品の交換、適宜な給油等を行い、常に良好な状態に保持すること。
- iii その他乗物施設等の異常の有無を点検する。また、軌道についても異常がないかの確認を行い、必要に応じて修理を行うこと。また、コース内も巡視し、必要に応じて整備すること。

②パノラマチェア・サマーボブスレー

- i 乗物施設等の点検は、毎日運行前後に点検チェック表に基づき行うとともに修理、部品交換等簡易な修理を行うこと。なお、修理不可能なものは、甲に報告すること。
- ii 外観の汚れは直ちに除去し、各機械・器具等の機能を点検、調整、給油を適宜実施すること。また、車輪取付軸受け等のボルト・ナットの増し締め調整を行うこと。ブレーキは常に調整し、特に摩耗に注意すること。
- iii 乗物施設及び機械・器具の異常の有無について点検し、特にレーンジョイント部においては、目視のほか触手による点検を併せて行い、異常が確認された場合は、速やかに専門業者に修理を依頼すること。また、パノラマチェアの軌道及びワイヤーロープについても異常の有無を確認し、必要に応じて適宜修正すること。
- iv 各機械・器具の数量の点検を毎日行うこと。
- v パノラマチェア・サマーボブスレーのコースに、雑草木が伸び、見通しが利かない等安全運行に支障を来すと思われる場合は、除去を行うものとする。
- vi 降雪後は多忙を極める実状から広場内通路の確保、各乗物施設やコースはもとよりレーン及びレーンの両側の除雪等を行い、早期の営業再開に努めるものとする。

(乗物施設等設置区域内の清掃等)

第10条 当公園は、ゴミの持ち帰り運動を実践しており、利用者に対して空き缶・紙コップ等のゴミ捨て防止の指導を行うとともに、乗物施設等が設置された区域内において次の清掃等を行う。

- (1) 空き缶・紙コップ及びその他ゴミの片付け
- (2) 雑草木の除去及び害虫駆除

(事故処理及び安全対策)

第12条 事故が発生した場合には、速やかに応急処置を講ずるとともに事故の状況を適切に把握し、必要な措置を行い、その状況を管理者に報告し、管理者の指示があるときはその指示に従うものとする。

- 2 使用時間は各乗場、待機所では火気の注意に心掛け、電気、油類利用の冷暖房器具類は電源を切り、燃料の供給を停止する。
- 3 乙は、火気点検を確実にし、その結果を管理日誌（様式第7号）に記入し、火災発生の防止に努めるものとする。

(運行終了後の業務)

第13条 乗物施設の運行を終了するに当たっては、全乗物施設等に異常がないか、残留者がいないかを巡視・確認する。

- 2 乗物施設等の数量等を確認し、所定の場所へ格納する。
- 3 乗物施設等の電源を切り、各所施錠する。
- 4 各乗場で使用済みののりもの券は、日付別、乗物施設別、大人・子供別に仕分け整理して、「金山総合公園乗物施設利用明細報告書」を作成の上、これを添えて毎月の履行確認の際、甲に提出しなければならない。

(その他事項)

第14条 幼児サイクル広場の監視及び指導は、券売所及び受託者が共同して当たるものとする。

- 2 運行中のパノラマチェア下の落とし物は、運行時間終了後取得すること。落とし物の引き渡しは、当日分は当該乗車場所、後日分はサービスセンターで行う。
- 4 その他、定めないものについては、甲が定める。

金山総合公園ふれあい工房管理運営規定

(趣 旨)

この規定は、太田土木事務所長（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、県立金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、ふれあい工房（以下「ふれあい工房」という。）の管理及び運営についての必要事項を定めるものとする。

(講習内容)

講習内容は、陶芸および木工教室とし、それぞれ1教室を利用して実施する。

(管理運営体制)

ふれあい工房は、利用者の窓口業務として、常時2人以上の人員を配置すること。

(用語の定義)

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 講習会 陶芸及び木工講習会、1日体験講習会、小中学校の学校利用等の総称をいう。
- (2) 休館日 ふれあい工房の見学及び講習会等の行われない日をいう。

(休館日)

ふれあい工房の休館日は次のとおりとする。

(1) 月曜日、火曜日、金曜日、第1、第3火曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たる場合は開館し、その翌日を休館日とすることができる。）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで。

2 甲は、必要があるときは前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

ふれあい工房の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、講習会による利用時間は午後4時までとする。

(料金等)

ふれあい工房での講習会の料金は、原材料費相当額等を基準とし、甲と協議のうえ乙が別に定めるものとする。ただし、講習会以外の見学料金は無料とする。

(遵守事項)

ふれあい工房に入館する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 工房内は、全館禁煙とする。
- (2) 工房内（ホールを除く）に立ち入る場合は、係員の許可を得なければならない。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 許可なく機械、器具等に手を触れてはならない。器具等を使用する場合はマニュアルを参照すること。
- (5) その他、係員が必要と認め、指示する事項に従うこと。

(運営委員会の設置)

ふれあい工房の円滑な運用を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会の規則は別に設ける。

金山総合公園厨房棟管理運営業務規定

(趣 旨)

この規定は、太田土木事務所長（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、県立金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、厨房棟（以下「厨房棟」という。）の管理及び運営についての必要事項を定めるものとする。

(業務内容)

乙は厨房棟の付属設備及び備品を用いて、飲食物販売業務を行い、厨房棟の管理運営を行う。

但し、販売は券売機によることを原則とし、売上収入については、履行確認の際、甲に報告し検査確認を受けるものとする。

(献立・価格)

乙は、献立及び価格について、甲の承認を受けなければならない。

(管理運営体制)

乙は、販売業務に当たっては、常時責任者を置き、かつ利用者のサービスに努めなければならない。

(業務日時)

営業日は下記の定休日・休業日を除く通年とし、営業時間は午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分までとする。ただし、営業時間の延長に関しては、来客の状況等を乙が判断し、変更可能なものとする。

(定休日・休業日)

(1) 定休日は毎週月曜日とする。（月曜日が祝日及び国民の定めた休日の場合は、その翌日とする）

(2) 休業日（年末年始）12 月 29 日から 1 月 3 日までとする。

前項の定休日及び休業日以外の日に営業または休業する場合は、甲と協議のうえ決定するものとする。

(光熱水費等の経費の負担)

乙は、飲食物販売業務に係る電気、水道、ガス、電話等の費用を負担するものとする。

(乙の遵守事項)

(1) 飲食物販売業務に当たって、常に衛生管理に十分留意すると共に、万一事故が発生したときは、一切の責任を負担し、他に迷惑をかけてはならない。

(2) 定められた場所以外の販売業務は、行ってはならない。

(3) 契約で定めた販売業務以外の営業行為等は、一切行ってはならない。

(4) 以上のほか、販売業務に当たっては、関係法令及び甲の指示等を遵守しなければならない。

(損害賠償)

(1) 乙は、乙の故意もしくは、過失により第三者に食中毒や損害等を与えた場合、誠意をもって賠償を行うものとする。

(2) 乙は、厨房棟及び付属施設並びに備品等を破損、き損、又は滅失した場合は、その損害を賠償するものとする。

金山総合公園植栽管理基準

ア 高・中木管理 全体数量 刈込物 2, 264本、植込・生垣箇所 80箇所
 別記共通④、⑤に基づき必要箇所のみ以下の基準で実施

剪定	年2回以上実施
病虫害防除	適宜
施肥	適宜
枯損木処理	適宜
灌水	適宜
移植	適宜
植込地除草清掃	年2回以上実施

イ 低木管理 全体数量 刈込物 440本、植込・生垣箇所 440箇所
 別記共通④、⑤に基づき必要箇所のみ以下の基準で実施

刈り込み	年3回以上実施
病虫害防除	適宜
施肥	適宜
枯損木処理	適宜
灌水	適宜
移植	適宜
植込地除草清掃	適宜

刈り込みは、樹形を保つように剪定を行う。また、つる植物が混入しないよう適切な措置をとる。

ウ 草花管理 全体数量 600㎡
 別記共通④、⑤に基づき以下の基準で実施

耕耘	年1回以上
草花植付	年2回以上
除草	年5回以上
灌水	適宜

- ・耕耘及び草花植付は草花管理計画を立案し、これに基づき草花の開花時期に併せて適宜行う。
- ・除草は、極力人力で行い、薬剤の使用は必要最小限とすること。
- ・灌水は、気象状況等を勘案しながら草花が枯れないよう適宜行う。

エ 芝生管理 全体数量 25,000㎡
 別記共通④、⑤に基づき以下の基準で実施

芝刈り	年7回以上
施肥	適宜
除草	年5回以上
目土掛け	適宜
エアレーション	適宜
不陸整正	適宜

病虫害防除	適宜
補植	適宜
灌水	適宜

オ 植栽地管理 全体数量 34,000 m²

別記共通④、⑤に基づき必要箇所のみ以下の基準で実施

草刈	適宜
病虫害防除	適宜

草刈り・病虫害防除ともに気象状況等を勘案し、草刈りについては4月～10月の間に集中して作業すること。また、病虫害防除については病虫害の発生状況を勘案しつつ適正に行うこと。

カ 緑ゴミ管理 園内全体

落葉等収集	年10回以上
剪定枝処理	年10回以上
腐葉土作成	年5回以上

剪定・草刈・清掃等により発生する緑ゴミについては、極力堆肥化を図り再利用を行う。

キ 自然林管理 全体数量 316,000 m²

別記共通④、⑤に基づき必要箇所のみ以下の基準で実施

下刈り	年2回以上
枯損木処理	適宜

ク 樹木の適正な維持管理

樹木の安全点検を計画的に実施し、その記録を行うこと。

ケ 樹木台帳の更新

倒木あるいは伐採により樹木が除去された場合は、樹木台帳にその旨記載すること。また、新たに植樹した場合についても、樹木台帳に新たに番号を振り、図面に位置及び樹種など必要事項を記載し、台帳を更新すること。

金山総合公園園内清掃管理仕様・基準

(1) 全体的な注意事項

- ①作業中は「清掃中」などの表示を行うなど利用者の利便に配慮すること。
- ②用具入れ及び倉庫などは常に整理整頓すること。
- ③清掃後の回収物は速やかに処理すること。
- ④殺虫剤等劇薬の取り扱い・管理には十分注意すること。

(2) 園内清掃

①拾い掃き掃除 週1回以上実施

園内全域を対象として、ゴミを拾い集積する。特に汚れている箇所は熊手・竹箒等で清掃する。

ゴミを集積する際には分別を行い、散乱しないようにする。

②便所掃除 対象(トイレ 9カ所) 週3回以上

a 衛生機器(便器・手洗い器等)は、洗剤を付けたスポンジ類で汚れを取り除き、臭気が残らないようにする。水洗い後は、水気が残らないように拭き取る。

b 床は、塵を除去した後、洗剤を用いデッキブラシで磨き、汚れを十分に落としてから水洗いする。水洗い後は、水気を残さないように拭き取る。水栓・金具及び管類は、その都度洗剤で磨き上げ、十分水洗いする。

c 天井及び壁ははたきがけで汚れやクモの巣を取り除く。

d 鏡がある場合には、くもりのないように磨く。

e 棚がある場合には、汚れを十分に落とす。

f トイレトペーパーの補充は週2回以上行い、ホルダー内に常にペーパーがあるようにする。

③管理事務所、サービスセンター

a 通常清掃・・・・・・・・・・週1回以上

b 床ワックス清掃・定期点検・・・・年1回以上

c 窓ガラス清掃・・・・・・・・・・年1回以上

④ふれあい工房、レストハウス清掃

a 通常清掃・・・・・・・・・・週3回以上

b 定期清掃・・・・・・・・・・月1回以上

⑤U字溝・桧清掃・・・・・・・・年2回以上(5月、12月、かつ台風襲来前は点検を行い、必要に応じて清掃を行う)
側溝、集水桧、浸透桧等の性能を回復するため、溜まった土砂や落ち葉等を除去する。

県立都市公園有料遊具施設点検要領

(目的)

第1 この要領は、太田土木事務所長（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、県立金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、座席付昇降機及びそり式滑降施設の巡回点検に関し、必要な基準を定め、公園の安全かつ機能的な運営を図ることを目的とする。

(点検者)

第2 点検は巡視員（職員・作業員）が行うものとする。

(服務規程)

第3 点検者は乙が定めた服装（腕章、作業服等）を着用するものとする。

2 点検者は、公園利用者に不快感を与えないよう言動に注意し、点検作業を行うものとする。

(点検計画)

第4 点検者は、乙が定めた勤務計画及び点検経路及び点検方法に基づき、点検を行うものとする。

(点検手法)

第5 点検者は、金山総合公園毎日点検集計表（別表金山⑥-1～14に基づき、所定の点検を行う。

2 従業員は、点検を行う際にはチェックリスト及び必要な点検用具類を携行し、各施設を点検し、点検時に異常が発見された場合は必要な措置を行う。

3 異常に対する措置を行った際には、異常の内容及び措置内容を日誌に記入するものとする。

4 チェックリストは、毎月の履行確認の際、提出書類として甲に提出する。

(異常発生時の措置)

第6 点検者は、施設に破損等の異常を発見したときは、速やかに施設の使用停止あるいは応急処置等の対策を講じ、乙へ報告する。

「管理物件」①

別記金山⑦-1

○行政財産一覧表(建物)

番号	施設名	登録地番	建て面積(m ²) 延床面積(m ²)	木造 非木造	備考
1	金山総合公園1 サービスセンター	太田市長手町368-1	112.00 112.00	非	
2	金山総合公園2 便所	太田市長手町368-1	112.00 112.00	非	
3	金山総合公園3 サイクルモノレール管理棟	太田市長手町368-1	161.71 309.24	非	
4	金山総合公園4 サイクル電車駅舎	太田市長手町368-1	128.00 128.00	非	
5	金山総合公園5 自転車倉庫1 売店	太田市長手町368-1	110.00 110.00	非	
6	金山総合公園6 自転車倉庫2	太田市長手町368-1	99.00 99.00	非	
7	金山総合公園7 改札所	太田市長手町368-1	4.00 4.00	非	
8	金山総合公園8 便所(かくれんぼの丘内)	太田市長手町368-1	71.10 71.10	非	
9	金山総合公園9 野外ステージ	太田市長手町368-1	310.59 310.59	非	
10	金山総合公園10 大型休憩舎	太田市長手町368-1	391.48 391.48	非	
11	金山総合公園11 倉庫	太田市長手町368-1	170.00 170.00	非	
12	金山総合公園12 山頂休憩所	太田市長手町368-1	12.15 12.15	非	
13	金山総合公園13 便所	太田市長手町368-1	18.00 18.00	木	
14	金山総合公園14 体験学習舎(ふれあい工房)	太田市長手町480	574.84 574.84	木	
15	金山総合公園15 木工倉庫	太田市長手町	19.44 19.44	木	
16	金山総合公園16 陶芸倉庫	太田市長手町	16.20 16.20	木	
17	金山総合公園17 バス乗務員休憩舎	太田市長手町	29.21 29.21	非	
18	児童会館一階の占有事務所	太田市長手町480	142.00 142.00	非	建物(児童会館)は群馬県子育て支援課所有物件
合計			2481.72 2629.25		

延床面積(m ²)		
木造面積	小計	628.48
非木造面積	小計	1858.77
合計		2487.25

○行政財産一覧表(土地)

番号	施設名	登録地番	面積	備考
1	金山総合公園	太田市長手町	487,470.84	

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
机類	01-01-001 99168072	机 SD - S 2 0 3 3	平成2年 9月 3日 購入	51,500	(株)シービーエス	平成2年 9月 3日 購入	016 金山総合公園		有	平成27年 4月 1日 ~ 共用	金山総合公園建設 園長の机
机類	01-01-001 16001481	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001482	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001483	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001484	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001485	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001486	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001487	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001488	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 16001489	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成28年12月19日 購入	118,800	(有)東洋スポーツ	平成28年12月19日 購入	016 金山総合公園			平成28年12月19日 ~ 共用	
机類	01-01-001 17002097	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成29年12月20日 購入	130,680	(有)東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日 ~ 共用	下池館四阿下にあり
机類	01-01-001 17002098	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成29年12月20日 購入	130,680	(有)東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日 ~ 共用	
机類	01-01-001 17002099	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成29年12月20日 購入	130,680	(有)東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日 ~ 共用	
机類	01-01-001 17002100	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成29年12月20日 購入	130,680	(有)東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日 ~ 共用	
机類	01-01-001 17002101	野外卓 県産材使用 (1730×1800×700)	平成29年12月20日 購入	130,680	(有)東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日 ~ 共用	

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
机類	01-01-001 17002102	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	平成29年12月20日 購入	130,680	（有）東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日～ 共用	
机類	01-01-001 17002103	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	平成29年12月20日 購入	130,680	（有）東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日～ 共用	
机類	01-01-001 17002104	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	平成29年12月20日 購入	130,680	（有）東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日～ 共用	
机類	01-01-001 17002105	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	平成29年12月20日 購入	130,680	（有）東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日～ 共用	
机類	01-01-001 17002106	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	平成29年12月20日 購入	130,680	（有）東洋スポーツ	平成29年12月20日 購入	016 金山総合公園			平成29年12月20日～ 共用	
机類	01-01-001 23000437	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和5年 4月 1日 購入	155,760	（株）ガイエンス	令和5年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			令和6年 4月 1日～ 共用	R5.3.24受変電設備更新工事 において購入（登録漏れ）
机類	01-01-001 23000438	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和5年 4月 1日 購入	155,760	（株）ガイエンス	令和5年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			令和6年 4月 1日～ 共用	R5.3.24受変電設備更新工事 において購入（登録漏れ）
机類	01-01-001 24005067	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和7年 3月10日 購入	137,500	上野村森林組合	令和7年 3月10日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月10日～ 専用	
机類	01-01-001 24005068	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和7年 3月10日 購入	137,500	上野村森林組合	令和7年 3月10日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月10日～ 専用	
机類	01-01-001 24005069	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和7年 3月10日 購入	137,500	上野村森林組合	令和7年 3月10日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月10日～ 専用	
机類	01-01-001 24005070	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和7年 3月10日 購入	137,500	上野村森林組合	令和7年 3月10日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月10日～ 専用	
机類	01-01-001 24005071	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和7年 3月10日 購入	137,500	上野村森林組合	令和7年 3月10日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月10日～ 専用	
机類	01-01-001 24005072	野外卓 県産材使用（ 1730×1800× 700）	令和7年 3月10日 購入	137,500	上野村森林組合	令和7年 3月10日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月10日～ 専用	
いす類	01-02-001 99168108	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	（株）前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168109	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	（株）前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
いす類	01-02-001 99168110	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168111	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168112	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168113	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168114	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168115	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168116	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 99168117	木製ベンチ チトセ別 製 1800×500 ×380	平成8年 3月25日 購入	53,560	(株)前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
いす類	01-02-001 09003180	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1960× 723×810	平成21年 8月19日 寄附等	260,000	(財)宝くじ協会	平成21年 8月19日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003181	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1960× 723×810	平成21年 8月19日 寄附等	260,000	(財)宝くじ協会	平成21年 8月19日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003170	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1800× 740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	(財)宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003171	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1800× 740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	(財)宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003172	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1800× 740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	(財)宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003173	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1800× 740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	(財)宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003174	木製ベンチ (財)宝 くじ協会 1800× 740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	(財)宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	(財)宝くじ協会から寄附

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
いす類	01-02-001 09003175	木製ベンチ（財）宝くじ協会 1800×740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	（財）宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003176	木製ベンチ（財）宝くじ協会 1800×740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	（財）宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003177	木製ベンチ（財）宝くじ協会 1800×740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	（財）宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003178	木製ベンチ（財）宝くじ協会 1800×740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	（財）宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 09003179	木製ベンチ（財）宝くじ協会 1800×740×800	平成21年10月30日 寄附等	170,000	（財）宝くじ協会	平成21年10月30日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）宝くじ協会から寄附
いす類	01-02-001 10000746	ベンチ付パラソル コカゲパラソル（財）都市緑化技術開発機構	平成22年 9月 8日 寄附等	492,000	（財）都市緑化技術開発機構	平成22年 9月 8日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）都市緑化技術開発機構から提供
いす類	01-02-001 10000747	ベンチ付パラソル コカゲパラソル（財）都市緑化技術開発機構	平成22年 9月 8日 寄附等	492,000	（財）都市緑化技術開発機構	平成22年 9月 8日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	（財）都市緑化技術開発機構から提供
いす類	01-02-001 14001279	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001280	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001281	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001282	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001283	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001284	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001285	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠
いす類	01-02-001 14001286	木製ベンチ 半割り丸太ベンチ 2,000×300×400	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	県産材活用推進枠

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
いす類	01-02-001 14001287	木製ベンチ 半割り丸 太ベンチ	平成26年10月20日 購入	54,000	群馬県森林組合連合会	平成26年10月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	農産材活用推進枠
いす類	01-02-001 15002397	四つ葉のクローバーベン チ テーブルとベン チ（ユニバーサルデザ	平成27年11月 9日 寄附等	1	公益財団法人 都市緑 化機構	平成27年11月 9日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年11月 9日 ~ 共用	公益財団法人 都市緑化機構より寄付
いす類	01-02-001 15002398	四つ葉のクローバーベン チ テーブルとベン チ（ユニバーサルデザ	平成27年11月 9日 寄附等	1	公益財団法人 都市緑 化機構	平成27年11月 9日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年11月 9日 ~ 共用	公益財団法人 都市緑化機構より寄付
いす類	01-02-001 22006086	ベンチ Y B - 7 8 L 背付肘なし	令和5年 3月25日 購入	63,200	物林（株）	令和5年 3月25日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月25日 ~ 共用	
いす類	01-02-001 22006087	ベンチ Y B - 7 0 L 背付肘なし	令和5年 3月25日 購入	59,600	物林（株）	令和5年 3月25日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月25日 ~ 共用	
いす類	01-02-001 22006088	ベンチ Y B - 7 0 L 背付肘なし	令和5年 3月25日 購入	59,600	物林（株）	令和5年 3月25日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月25日 ~ 共用	
いす類	01-02-001 22006080	ベンチ Y B - 7 8 L 背付肘なし	令和5年 3月29日 購入	63,200	物林（株）	令和5年 3月29日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月29日 ~ 共用	
戸だな類	01-03-001 99168353	展示ケース チトセ別 製 1 5 0 0 × 6 0 0 × 1 0 5 0 内照付き	平成8年 3月25日 購入	382,645	（株）前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
戸だな類	01-03-001 99168354	展示ケース チトセ別 製 1 5 0 0 × 6 0 0 × 1 0 5 0 内照付き	平成8年 3月25日 購入	382,645	（株）前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
戸だな類	01-03-001 99168357	木製本棚 チトセ Y T - 5 0	平成8年 3月25日 購入	80,649	（株）前橋大気堂	平成8年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
戸だな類	01-03-001 99168148	展示ケース チトセ別 製 1 8 0 0 × 6 0 0 × 1 0 5 0	平成10年 3月 2日 購入	777,000	（株）前橋大気堂	平成10年 3月 2日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	工房
戸だな類	01-03-001 99168149	展示ケース チトセ別 製 1 8 0 0 × 6 0 0 × 1 0 5 0	平成10年 3月 2日 購入	777,000	（株）前橋大気堂	平成10年 3月 2日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
戸だな類	01-03-001 99168143	食器戸棚 ミント 8 0 キッチンキャビネット	平成11年 3月 3日 購入	61,950	（有）大島商事	平成11年 3月 3日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
箱類	01-04-001 99168510	保管庫 H S - E 5 1 M	平成3年 3月25日 購入	194,670	（株）シーピーエス	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168652	パイスタ 3 7 2 × S	平成1年 6月14日 購入	56,856	岩瀬産業（株）	平成1年 6月14日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
台類	01-05-001 99168664	重量作業台 サカ工 KWF - 158T1	平成6年 7月18日 購入	66,126	八州工機（株）	平成6年 7月18日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168584	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168589	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168590	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168591	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168592	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168593	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168594	工作台 チトセ YG - 60	平成7年 8月24日 購入	87,962	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168605	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168606	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168607	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168608	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168609	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168610	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
台類	01-05-001 99168611	工作台 チトセ YG - 36	平成7年 8月24日 購入	82,400	（株）前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
台類	01-05-001 99168643	工作台 チトセ特注	平成7年 8月24日 購入	104,133	(株)前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
台類	01-05-001 99168644	工作台 チトセ特注	平成7年 8月24日 購入	104,133	(株)前橋大気堂	平成7年 8月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
台類	01-05-001 99168582	木工ろくろ用架台 シンボ工業 WRB-04型用	平成7年11月 8日 購入	92,700	巴産業(株)	平成7年11月 8日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
台類	01-05-001 99168530	ベビーシート コンビ	平成9年 3月13日 購入	204,352	フジコー(株)	平成9年 3月13日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス女子トイレ
台類	01-05-001 99168524	ベビーシート コンビシート DX	平成11年 3月15日 購入	236,250	(株)前橋大気堂	平成11年 3月15日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	トイレに設置
台類	01-05-001 99168525	ベビーシート コンビシート DX	平成11年 3月15日 購入	236,250	(株)前橋大気堂	平成11年 3月15日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	サイクル広場女子トイレに設置
炊事用具類	01-06-001 99168903	一槽シンク タニコー TS-1S-90	平成5年 3月26日 購入	57,680	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168904	ガステーブル マルゼン MGTX-126	平成5年 3月26日 購入	145,230	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168905	ホットプレート マルゼン MGG-096T	平成5年 3月26日 購入	208,060	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168906	電気卓上ウォーマーニチワ TEW-E	平成5年 3月26日 購入	70,040	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168907	電気卓上ウォーマーニチワ TEW-E	平成5年 3月26日 購入	70,040	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168916	調理台 タニコー TS-WCT-150	平成5年 3月26日 購入	177,160	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168917	ガスコンロ台 マルゼン BWG700・600・540	平成5年 3月26日 購入	53,560	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168918	調理台 クリナップ AC-96BF	平成5年 3月26日 購入	63,860	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168919	調理台 クリナップ ACD-96B	平成5年 3月26日 購入	70,040	太陽厨房設備(株)	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

所属名 080110 太田土木事務所

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
炊事用具類	01-06-001 99168920	作業台 タンコー T S - W T 1 3 0 8 ・ 6 0 0 ・ 8 0 0	平成5年 3月26日 購入	169,950	太陽厨房設備（株）	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168924	調理台 タニコー T S 1 9 3 0 ・ 7 5 0 ・ 8 0 0	平成5年 3月26日 購入	111,240	太陽厨房設備（株）	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 99168925	調理台、スノコ付 マ ルゼン BW 6 4 8 ・ 6 0 0 ・ 8 0 0	平成5年 3月26日 購入	89,610	太陽厨房設備（株）	平成5年 3月26日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 05003154	コールドテーブル冷蔵 庫 2 5 3 リットル S U C - N 1 2 6 1 J	平成18年 3月 7日 購入	153,300	総合厨房設備（株）	平成18年 3月 7日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
炊事用具類	01-06-001 21002729	コールドテーブル冷蔵 庫 R T - 1 8 0 S N G	令和3年12月 8日 購入	350,000	ホシザキH	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日 ~ 共用	令和3年2月22日取得 登録漏れ レストハウス厨房
炊事用具類	01-06-001 22000673	製氷機 キューブアイ スメーカー I M - 7 5 T M - 1	令和4年 5月26日 購入	627,000	ホシザキ（株）	令和4年 5月26日 購入	016 金山総合公園			令和6年 4月 1日 ~ 共用	レストハウス厨房
その他家具機具類	01-11-001 99173773	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 1
その他家具機具類	01-11-001 99173774	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 2
その他家具機具類	01-11-001 99173775	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 3
その他家具機具類	01-11-001 99173776	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 4
その他家具機具類	01-11-001 99173777	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 5
その他家具機具類	01-11-001 99173778	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 6
その他家具機具類	01-11-001 99173779	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 7
その他家具機具類	01-11-001 99173780	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 8
その他家具機具類	01-11-001 99173781	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	旧備品番号 6 4 - 9

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他家具機具類	01-11-001 99173782	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-10
その他家具機具類	01-11-001 99173783	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-11
その他家具機具類	01-11-001 99173784	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-12
その他家具機具類	01-11-001 99173789	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-17
その他家具機具類	01-11-001 99173790	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-18
その他家具機具類	01-11-001 99173791	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-19
その他家具機具類	01-11-001 99173792	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-20
その他家具機具類	01-11-001 99173793	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-21
その他家具機具類	01-11-001 99173794	車止め	平成3年 3月25日 購入	51,500	ブリジストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号 64-22
その他家具機具類	01-11-001 01000840	会議用テーブル専用台 車 ノーリットD-5 10	平成13年 7月24日 購入	52,500	有限会社 大島商事	平成13年 7月24日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他家具機具類	01-11-001 21002570	木製案内板 W130 cm×SL100cm H82cm	令和3年10月29日 購入	74,580	群馬県森林組合連合会	令和3年10月29日 購入	016 金山総合公園			令和3年10月29日～ 共用	
その他家具機具類	01-11-001 21002571	木製案内板 W130 cm×SL100cm H82cm	令和3年10月29日 購入	74,580	群馬県森林組合連合会	令和3年10月29日 購入	016 金山総合公園			令和3年10月29日～ 共用	
その他家具機具類	01-11-001 21002572	木製案内板 W130 cm×SL100cm H82cm	令和3年10月29日 購入	74,580	群馬県森林組合連合会	令和3年10月29日 購入	016 金山総合公園			令和3年10月29日～ 共用	
その他家具機具類	01-11-001 21002573	木製案内板 W190 cm×SL120cm H95cm	令和3年10月29日 購入	99,000	群馬県森林組合連合会	令和3年10月29日 購入	016 金山総合公園			令和3年10月29日～ 共用	
その他家具機具類	01-11-001 21002731	ヒュッテ イージーヒ ュッテ（小型）	令和3年12月 8日 購入	476,000	福島靱薬（株）	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和3年2月22日取得 登録漏れ

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他家具機具類	01-11-001 23001712	木製案内板 W1300mm×SL1000mm×D820mm	令和5年11月29日 購入	92,400	群馬県森林組合連合会	令和5年11月29日 購入	016 金山総合公園			令和6年 1月19日～ 共用	
その他家具機具類	01-11-001 23001713	木製案内板 W1300mm×SL1000mm×D820mm	令和5年11月29日 購入	92,400	群馬県森林組合連合会	令和5年11月29日 購入	016 金山総合公園			令和6年 1月19日～ 共用	
事務用機器類	02-01-001 12002329	パソコンユニット NEC-PC-MK33LB-F	平成25年 1月23日 購入	100,000	三和コンピューター	平成25年 1月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
事務用機器類	02-01-001 12002330	パソコンユニット NEC-PC-MK33LB-F	平成25年 1月23日 購入	100,000	三和コンピューター	平成25年 1月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
事務用機器類	02-01-001 12002331	プリンター NEC8450N	平成25年 1月23日 購入	150,000	三和コンピューター	平成25年 1月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
事務用機器類	02-01-001 15002993	パソコン	平成27年 4月 1日 購入	150,000	三和システム	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
試験測定用機器類	02-02-001 16000665	風速計 CW-70	平成28年 5月30日 購入	57,200	富沢電気	平成28年 5月30日 購入	016 金山総合公園			平成28年 5月30日～ 共用	
試験測定用機器類	02-02-001 23000343	小型アナログ指示風速計 OT-803	令和5年 6月17日 購入	98,650	芳栄産業	令和5年 6月17日 購入	016 金山総合公園			令和5年 6月17日～ 共用	サイクルモノレール乗り場
衛生医療用機器類	02-04-001 15000094	AED（3台）ハートスタートHS1 フィリップ	平成27年 5月20日 購入	775,008	フクダ電子北関東販売（株）	平成27年 5月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 5月20日～ 共用	子どもの国用 AED 3台
衛生医療用機器類	02-04-001 16000663	AED フィリップス HS-1	平成28年 4月 1日 購入	216,000	栗原医療機械店	平成28年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成28年 4月 1日～ 共用	登録もれ 取得日 H25.3.19
衛生医療用機器類	02-04-001 16000664	AED フィリップス HS-1	平成28年 4月 1日 購入	216,000	栗原医療機械店	平成28年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成28年 4月 1日～ 共用	登録もれ 取得日 H25.3.19
衛生医療用機器類	02-04-001 21002720	AED フィリップス HS-1	令和3年12月 8日 購入	210,000	栗原医療器械店	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	ふれあい工房にあり。令和元年5月1日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 99174932	自動一面かな盤 飯田工業 SX-534	平成7年10月 4日 購入	1,442,000	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174935	集塵機 ムラコシ HM-51DHR	平成7年10月 4日 購入	1,030,000	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174939	木工ろくろ シンボ工業 WRB-04形	平成7年10月 4日 購入	1,421,400	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	板物・棒物汎用タイプ 自動送りユニット仕様

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
産業用機器類	02-05-001 14001288	リールモア LM180C	平成26年 8月28日 購入	1,242,000	東興産業	平成26年 8月28日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 18005617	台車式電気陶芸窯 型式FES-257 製造番号15470	平成31年 3月23日 購入	2,041,200	福島釉薬（株）東京出張所	平成31年 3月23日 購入	016 金山総合公園			平成31年 3月23日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 22004302	タッチパネル式自動券売機 芝浦自販機（株）KC-TS30N	令和5年 3月23日 購入	3,608,000	シンフォニアエンジニアリング（株）東京本社	令和5年 3月23日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月23日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 22004303	ボタン式自動券売機 芝浦自販機（株）KC-BX30NN3	令和5年 3月23日 購入	1,133,000	シンフォニアエンジニアリング（株）東京本社	令和5年 3月23日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月23日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 22004304	ボタン式自動券売機 芝浦自販機（株）KC-BX30NN3	令和5年 3月23日 購入	1,133,000	シンフォニアエンジニアリング（株）東京本社	令和5年 3月23日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月23日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 24002938	タッチパネル式自動券売機 芝浦自販機（株）KC-TS30N	令和6年11月19日 購入	2,508,000	シンフォニアエンジニアリング（株）東京本社	令和6年11月19日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月28日 ~ 専用	
産業用機器類	02-05-001 25014679	タッチパネル式自動券売機 芝浦自販機（株）KC-TS30N	令和8年 3月 2日 購入	2,475,000	（株）高見沢サイバネティックス高崎営業所	令和8年 3月 2日 購入	016 金山総合公園			令和8年 3月 2日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175017	アーク溶接機 イクラアーク IS-S180WD	平成6年 9月 5日 購入	109,695	八州工機（株）	平成6年 9月 5日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175034	両頭式軸傾斜横切盤 永和工業所 WAT-GD14	平成7年10月 4日 購入	818,850	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175036	手押しかな盤 大洋製作所 RL-350	平成7年10月 4日 購入	927,000	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175039	卓上ボール盤 日立工機 B-13S	平成7年10月 4日 購入	66,950	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175043	スポンジサンダー 小阪精機 J-600	平成7年10月 4日 購入	164,800	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175045	電動系鋸 旭工機 GR-700	平成7年10月 4日 購入	123,600	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175050	卓上系鋸 旭工機 AF-3	平成7年10月 4日 購入	65,234	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175053	卓上系鋸 旭工機 AF-3	平成7年10月 4日 購入	65,233	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日 ~ 共用	

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

所属名 080110 太田土木事務所

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
産業用機器類	02-05-001 99175054	卓上糸鋸 旭工機 A F - 3	平成7年10月 4日 購入	65,233	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99175055	卓上糸鋸 旭工機 A F - 3	平成7年10月 4日 購入	65,233	巴産業（株）	平成7年10月 4日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174808	電動タタ板製造機 セラローラ CR50 0	平成10年 8月11日 購入	756,000	（株）新柳北信	平成10年 8月11日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174812	エアークンプレッサー 岩田 TLD - 15 - 10	平成10年10月14日 購入	122,535	（株）品川商店	平成10年10月14日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174767	電動ろくろ シンボ RK - 2プロ形	平成11年 4月20日 購入	102,900	巴産業（株）	平成11年 4月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174768	電動ろくろ シンボ RK - 2プロ形	平成11年 4月20日 購入	102,900	巴産業（株）	平成11年 4月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174769	電動ろくろ シンボ RK - 2プロ形	平成11年 4月20日 購入	102,900	巴産業（株）	平成11年 4月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174750	糸鋸盤 旭工機 AF - F 2 3	平成11年11月19日 購入	61,215	（株）前橋大気堂	平成11年11月19日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 99174753	糸鋸盤 旭工機 AF - F 2 3	平成11年11月19日 購入	61,215	（株）前橋大気堂	平成11年11月19日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 00001172	高圧洗浄機 有光工業 TRY - 8 2 0 0 E	平成12年 6月23日 購入	325,500	片平金物（株）	平成12年 6月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 00001174	巻取機（ホース30m 付）アサバ	平成12年 6月23日 購入	94,500	片平金物（株）	平成12年 6月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 01000346	チェーンソー 共立 C SV 4 0 0	平成13年 5月18日 購入	92,694	片平金物（株）	平成13年 5月18日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 03007813	エンジンプロワ	平成16年 3月12日 購入	52,073	群馬イセキ販売（株）	平成16年 3月12日 購入	016 金山総合公園		有	平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 05004686	ライトレイン中型散水 車 グリーンホース・ TOTO継ぎ手	平成18年 3月23日 購入	120,500	（有）ジャンプスポー ツ	平成18年 3月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 10001361	刈払機 新大和 R 2 6	平成22年 5月20日 購入	59,700	三山工業（株）	平成22年 5月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	指定管理者委託料による購入。

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

所属名 080110 太田土木事務所

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
産業用機器類	02-05-001 10001120	乗用芝刈り機 シバウ ラ LT152B	平成22年11月 9日 購入	533,400	(株)タカセ	平成22年11月 9日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 12003874	陶芸電気窯（2号炉） シンリュウ MR- 17FE	平成25年 3月25日 購入	924,000	シンリュウ株式会社	平成25年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 14000054	高压洗浄機 有光TR Y-8200ES	平成26年 4月17日 購入	478,764	岩瀬産業	平成26年 4月17日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	巻取機金額含む
産業用機器類	02-05-001 14000055	巻取機 有光TRY- 8200ES	平成26年 4月17日 購入	100,000	岩瀬産業	平成26年 4月17日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	高压洗浄機とセット購入
産業用機器類	02-05-001 14000056	スポンジサンダー 小 坂精機 j-600	平成26年 5月 2日 購入	345,000	ジョイフルホンダ新田 店	平成26年 5月 2日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
産業用機器類	02-05-001 21002714	プロアー KIORI TZ PB221	令和3年12月 8日 購入	59,000	群馬マセキ	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年5月15日取得 登録漏れ レストハウス厨房
産業用機器類	02-05-001 21002715	背負い式プロア PB 780	令和3年12月 8日 購入	81,000	群馬マセキ	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月1日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002717	電動ろくろ RK-2 P	令和3年12月 8日 購入	185,000	福島稲葉	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月6日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002718	電動ろくろ RK-2 P	令和3年12月 8日 購入	185,000	福島稲葉	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月6日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002719	電動ろくろ RK-2 P	令和3年12月 8日 購入	185,000	福島稲葉	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月6日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002721	エコバッテリー刈払機 BSR56VU/2 00	令和3年12月 8日 購入	93,000	群馬マセキ販売	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月27日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002722	エコバッテリー刈払機 BSR56VU/2 00	令和3年12月 8日 購入	93,000	群馬マセキ販売	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月27日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002725	メロディベット パン ダ	令和3年12月 8日 購入	927,000	東京アミューズメント サービス(株)	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年3月25日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002726	メロディベット キリ ン	令和3年12月 8日 購入	927,000	東京アミューズメント サービス(株)	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年3月25日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002727	エンジン刈払い機 新 ダイワRM2130- 2TD	令和3年12月 8日 購入	66,800	山本農機	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和3年1月20日取得 登録漏れ

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
産業用機器類	02-05-001 21002728	エンジン刈払い機 新 ダイワRM2130- 2TD	令和3年12月 8日 購入	66,800	山本農機	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和3年1月20日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 21002730	真空土練機 NVA- 04S	令和3年12月 8日 購入	476,000	福島稲葉（株）	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和3年2月22日取得 登録漏れ
産業用機器類	02-05-001 22002807	エコバッテリートリマ BHT56V	令和4年 8月 3日 購入	57,000	三山工業（株）	令和4年 8月 3日 購入	016 金山総合公園			令和4年 8月 3日～ 共用	遊具班（モノレール下倉庫）
産業用機器類	02-05-001 22002808	エコバッテリートリマ BHT56V	令和4年 8月 3日 購入	57,000	三山工業（株）	令和4年 8月 3日 購入	016 金山総合公園			令和4年 8月 3日～ 共用	遊具班（モノレール下倉庫）
産業用機器類	02-05-001 22002809	耕運機 KGR709 HX	令和4年 9月17日 購入	189,200	群馬トセキ販売	令和4年 9月17日 購入	016 金山総合公園			令和4年 9月17日～ 共用	3階倉庫
産業用機器類	02-05-001 22004237	業務用冷凍冷蔵庫 ホ ンザキ HRF-18 0AF3-1	令和5年 3月 9日 購入	451,000	ホシザキ北関東（株） 前橋営業所	令和5年 3月 9日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月 9日～ 共用	レストハウス厨房
産業用機器類	02-05-001 22006089	自動販売機 KV-H SH15	令和5年 3月25日 購入	682,000	サンセイ商事（株）	令和5年 3月25日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月25日～ 共用	レストハウス
産業用機器類	02-05-001 23000342	エコバッテリー刈払機 BSR510L	令和5年 6月 9日 購入	56,000	三山工業（株）	令和5年 6月 9日 購入	016 金山総合公園			令和5年 6月 9日～ 共用	管理班倉庫
産業用機器類	02-05-001 23000341	簡易自走ロータリーモ ア GM530D	令和5年 6月17日 購入	205,700	群馬トセキ販売（株）	令和5年 6月17日 購入	016 金山総合公園			令和5年 6月17日～ 共用	遊具班倉庫
産業用機器類	02-05-001 23000785	ウォータークーラー WMS-D51P2	令和5年 9月17日 購入	141,900	ホシザキ北関東（株）	令和5年 9月17日 購入	016 金山総合公園			令和5年 9月17日～ 共用	ふれあい工房ホール
産業用機器類	02-05-001 23000786	コールドウォーターデ イスペンサー DIW -30A-P	令和5年 9月17日 購入	195,800	ホシザキ北関東（株）	令和5年 9月17日 購入	016 金山総合公園			令和5年 9月17日～ 共用	ドレンパン/ハイスイキッド レスト ハウス
写真光学機器類	02-06-001 99176083	観光望遠鏡 ニコンペ リスコープ型	平成5年 3月22日 購入	551,050	（株）横山衡機器作所	平成5年 3月22日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	山頂
写真光学機器類	02-06-001 99176084	観光望遠鏡 ニコンペ リスコープ型	平成5年 3月22日 購入	551,050	（株）横山衡機器作所	平成5年 3月22日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
写真光学機器類	02-06-001 99176085	観光望遠鏡 ニコンペ リスコープ型	平成5年 3月22日 購入	551,050	（株）横山衡機器作所	平成5年 3月22日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
写真光学機器類	02-06-001 99176086	観光望遠鏡 ニコンペ リスコープ型	平成5年 3月22日 購入	551,050	（株）横山衡機器作所	平成5年 3月22日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
音響機器類	02-08-001 16002524	大型液晶テレビ TOSHIBA REGZA 58M500X	平成29年 2月 7日 購入	145,800	(株)ヤマダ電機太田営業所	平成29年 2月 7日 購入	016 金山総合公園			平成29年 2月 7日～ 共用	乗務員控え室にあり。
その他機器類	02-10-001 99178726	小型紙幣両替機 グローリー ER-60	平成8年11月15日 購入	397,065	(株)前橋大気堂	平成8年11月15日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002349	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002350	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002351	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002352	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002353	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002354	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002355	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 02002356	バッテリー充電器 BC12-50	平成14年 7月16日 購入	57,120	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 10001355	赤外線監視カメラ KBH-24F	平成22年12月 8日 購入	117,000	群馬総合ガードシステム(株)	平成22年12月 8日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	山麓駅券売所。登録漏れ。指定管理者委託料による購入取得日供用日H21.12.18
その他機器類	02-10-001 10001357	ハードディスクレコーダ SDVR-4500-25KB	平成22年12月 8日 購入	111,280	群馬総合ガードシステム(株)	平成22年12月 8日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	山麓駅券売所。登録漏れ。指定管理者委託料による購入取得日供用日H21.12.18
その他機器類	02-10-001 15002994	湯がきウォーマー tanioko	平成27年 4月 1日 購入	200,000	群馬燃料	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
その他機器類	02-10-001 15002995	フライヤー tanioko C-105W	平成27年 4月 1日 購入	200,000	群馬燃料	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	レストハウス厨房
その他機器類	02-10-001 15003008	スィーパー	平成27年 4月 1日 購入	50,000	ケルヒャー	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他機器類	02-10-001 15003009	スイーパー	平成27年 4月 1日 購入	50,000	ケルヒャー	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15003010	高圧洗浄機	平成27年 4月 1日 購入	250,000	ケルヒャー	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15003011	散水器セット	平成27年 4月 1日 購入	400,000	岩瀬産業	平成27年 4月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002996	電動マルノコ盤 マキ タ 2 7 1 1	平成27年11月12日 購入	98,000	岩瀬産業	平成27年11月12日 購入	016 金山総合公園			平成27年11月12日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002268	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002269	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002270	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002271	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002272	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002273	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002274	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002275	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002276	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002277	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002278	サマーボブスレスレ ッド シュータイプ2 人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	

所属名 080110 太田土木事務所

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他機器類	02-10-001 15002279	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002280	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002281	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002282	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002283	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002284	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002285	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002286	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002287	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002288	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002289	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002290	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002291	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002292	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002293	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他機器類	02-10-001 15002294	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002295	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002296	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 15002297	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	平成28年 3月25日 購入	283,680	日本ケーブル株式会社	平成28年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成28年 3月25日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 17000740	イノシシ捕獲檻 箱穴式	平成29年 7月 4日 購入	100,000	(株)シムックス	平成29年 7月 4日 購入	016 金山総合公園			平成29年 7月 4日～ 共用	取得日平成28年11月20日（入力漏れ）
その他機器類	02-10-001 21000037	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000038	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000039	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000040	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000041	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000042	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000043	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000044	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000045	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000046	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他機器類	02-10-001 21000047	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000048	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000049	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000050	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000051	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000052	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000053	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000054	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000055	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000056	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000057	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000058	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000059	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000060	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000061	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他機器類	02-10-001 21000062	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000063	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000064	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000065	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21000066	サマーボブスレスレッド シュータイプ2人乗り	令和3年 4月22日 購入	473,000	日本ケーブル(株)新潟サービスセンター	令和3年 4月22日 購入	016 金山総合公園			令和3年 4月29日～ 共用	
その他機器類	02-10-001 21002716	両替機セット k631-00H1	令和3年12月 8日 購入	500,000	前橋大気堂	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和元年5月1日取得 登録漏れ
その他機器類	02-10-001 21002723	イノシシ捕獲機 R K 606片開き式	令和3年12月 8日 購入	100,000	川島商事	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年5月1日取得 登録漏れ
その他機器類	02-10-001 21002724	イノシシ捕獲機 R K 606片開き式	令和3年12月 8日 購入	100,000	川島商事	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年5月1日取得 登録漏れ
その他機器類	02-10-001 21006083	両替機 グローリー製 両替機 E R - 80 - E - H	令和4年 3月31日 購入	350,000	ジーケーエス(株)	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182384	偏心車 オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	77,250	ブリヂストンサイクル北関東販売(株)	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号15-4
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182386	偏心車 オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	77,250	ブリヂストンサイクル北関東販売(株)	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号15-6
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182394	親子型 オートクラフト ホビーB-0C1	平成3年 3月25日 購入	206,000	ブリヂストンサイクル北関東販売(株)	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号18-1
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182909	親子型 オートクラフト ホビーB-0C4	平成3年 3月25日 購入	175,100	ブリヂストンサイクル北関東販売(株)	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号19-2
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182951	パッタサイクル オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	56,650	ブリヂストンサイクル北関東販売(株)	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号21-4
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182982	ムーンカート オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	77,250	ブリヂストンサイクル北関東販売(株)	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号29-1

所属名	080110 太田土木事務所
-----	----------------

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182983	ムーンカート オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	77,250	ブリヂストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号29-2
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99183102	親子スケーター オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	55,620	ブリヂストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号58-2
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99183130	カルガモ オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	107,120	ブリヂストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号59-4
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99183131	カルガモ オートクラフト	平成3年 3月25日 購入	107,120	ブリヂストンサイクル 北関東販売（株）	平成3年 3月25日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	旧備品番号59-5
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182052	ダックスサイクル オートクラフト	平成6年 7月 1日 購入	84,975	ブリヂストンサイクル 北関東販売（株）	平成6年 7月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182033	クラシックサイクル オートクラフト・I Z U	平成9年11月20日 購入	235,200	（有）オートクラフト ・I Z U	平成9年11月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 99182040	子バッタサイクル オートクラフト・I Z U	平成9年11月20日 購入	67,200	（有）オートクラフト ・I Z U	平成9年11月20日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 00006479	パンダサイクル オートクラフト	平成13年 3月23日 購入	268,800	（有）オートクラフト ・I Z U	平成13年 3月23日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 01004481	カルテットサイクル A-2	平成14年 2月 1日 購入	352,800	（有）オートクラフト ・I Z U	平成14年 2月 1日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002327	バッテリーカー パトカー	平成14年 7月16日 購入	362,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R4年度にボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002328	バッテリーカー 消防車	平成14年 7月16日 購入	362,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R4年度にボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002329	バッテリーカー 救急車	平成14年 7月16日 購入	362,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R4年度にボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002334	バッテリーカー ペンギン	平成14年 7月16日 購入	383,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R4年度にウサギにボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002345	バッテリーカー ライオン	平成14年 7月16日 購入	383,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R4年度にひつじにボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002346	バッテリーカー イチゴ	平成14年 7月16日 購入	383,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	H24年度に再塗装

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

所属名 080110 太田土木事務所

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002347	バッテリーカー いた ずらにゃんこ	平成14年 7月16日 購入	362,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R 4年度にハイウエーバスにボディ ー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 02002348	バッテリーカー 犬の おまわりさん	平成14年 7月16日 購入	362,250	日邦産業株式会社	平成14年 7月16日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R 4年度に犬のおまわりさんにボディ ー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 07002855	サイクル自転車 ツイ ン子犬サイクル	平成20年 2月13日 購入	218,400	(有)オ - トクラフト ・ I Z U	平成20年 2月13日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 07002856	サイクル自転車 ツイ ンうさぎサイクル	平成20年 2月13日 購入	218,400	(有)オ - トクラフト ・ I Z U	平成20年 2月13日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 07002857	サイクル自転車 F 1 サイクル（赤）	平成20年 2月13日 購入	168,000	(有)オ - トクラフト ・ I Z U	平成20年 2月13日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 07002858	サイクル自転車 F 1 サイクル（黄）	平成20年 2月13日 購入	168,000	(有)オ - トクラフト ・ I Z U	平成20年 2月13日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 07002860	サイクル自転車 N e w S L サイクル	平成20年 2月13日 購入	134,400	(有)オ - トクラフト ・ I Z U	平成20年 2月13日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 08001863	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U ファミリータクシー	平成20年12月22日 購入	365,400	オートクラフト・ I Z U	平成20年12月22日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 08001865	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U バギーサイクル	平成20年12月22日 購入	195,300	オートクラフト・ I Z U	平成20年12月22日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 09003719	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U かるがもサイクル（赤）	平成22年 2月19日 購入	147,840	有限会社 オートクラ フト・ I Z U	平成22年 2月19日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 09003749	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U バギーサイクル	平成22年 2月19日 購入	184,800	有限会社 オートクラ フト・ I Z U	平成22年 2月19日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 10002834	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U ラウンドサイクル	平成23年 3月14日 購入	332,640	有限会社 オートクラ フト・ I Z U	平成23年 3月14日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 10002837	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U F 2 サイクル	平成23年 3月14日 購入	164,640	有限会社 オートクラ フト・ I Z U	平成23年 3月14日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 11004167	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U ツイストサイクル	平成24年 2月28日 購入	140,800	オートクラフト・ I Z U	平成24年 2月28日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 11004168	サイクル自転車 オート クラフト・ I Z U ふらふらサイクル	平成24年 2月28日 購入	96,000	オートクラフト・ I Z U	平成24年 2月28日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

所属名 080110 太田土木事務所

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国 庫 補 助	保管状況	摘要
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 11004169	サイクル自転車 オートクラフト・I Z U きゅうりサイクル	平成24年 2月28日 購入	184,000	オートクラフト・I Z U	平成24年 2月28日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 11004736	バッテリーカー ひこ うきくん	平成24年 3月14日 購入	455,000	（株）エーツーレジャ ー	平成24年 3月14日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R 4年度にボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 11004737	バッテリーカー スポ ーツバイク	平成24年 3月14日 購入	455,000	（株）エーツーレジャ ー	平成24年 3月14日 購入	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	R 4年度に白バイにボディー交換
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 16003532	おもしろ自転車 ファ ミリータクシー	平成29年 3月10日 購入	400,464	（有）オートクラフト ・I Z U	平成29年 3月10日 購入	016 金山総合公園			平成29年 3月10日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21002732	サイクルカート ディ オチョッパー	令和3年12月 8日 購入	179,400	東京アミューズメント サービス（株）	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年5月8日取得 登録漏れ
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21002733	サイクルカート X - クロス	令和3年12月 8日 購入	156,400	東京アミューズメント サービス（株）	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年5月8日取得 登録漏れ
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21002734	サイクルカート ブラ ックエディション	令和3年12月 8日 購入	156,400	東京アミューズメント サービス（株）	令和3年12月 8日 購入	016 金山総合公園			令和3年12月 8日～ 共用	令和2年5月8日取得 登録漏れ
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21006084	サイクルカート B u d d y L u a	令和4年 3月31日 購入	110,000	（株）シーキューアメ ニック	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21006085	サイクルカート R a l l y f o r c e	令和4年 3月31日 購入	170,000	（株）シーキューアメ ニック	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21006086	サイクルカート B u d d y p r o	令和4年 3月31日 購入	125,000	（株）シーキューアメ ニック	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21006087	サイクルカート ラウ ンドサイクル	令和4年 3月31日 購入	336,600	（有）オートクラフト ・I Z U	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21006088	サイクルカート カル テットサイクル	令和4年 3月31日 購入	406,300	（有）オートクラフト ・I Z U	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 21006089	サイクルカート クラ シックサイクル	令和4年 3月31日 購入	275,400	（有）オートクラフト ・I Z U	令和4年 3月31日 購入	016 金山総合公園			令和4年 3月31日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 22006077	サイクル自転車 カニ 走りサイクル	令和5年 3月29日 購入	294,100	オートクラフト	令和5年 3月29日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月29日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 22006078	サイクル自転車 カル ガモサイクル	令和5年 3月29日 購入	159,800	オートクラフト	令和5年 3月29日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月29日～ 共用	

備品一覧表（備品番号順）

令和8年 3月26日 現在

所属名 080110 太田土木事務所

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）	取得先	当初取得年月日 当初取得事由	使用場所	重要 物品	国庫 補助	保管状況	摘要
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 22006079	サイクル自転車 ファミリータンDEM	令和5年 3月29日 購入	357,000	オートクラフト	令和5年 3月29日 購入	016 金山総合公園			令和5年 3月29日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 24007856	ロケットサイクル	令和7年 3月27日 購入	195,000	（有）オートクラフト・IZU	令和7年 3月27日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月27日～ 専用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 24007857	かるがもサイクル（青）	令和7年 3月27日 購入	230,000	（有）オートクラフト・IZU	令和7年 3月27日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月27日～ 専用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 24007858	かるがもサイクル（赤）	令和7年 3月27日 購入	230,000	（有）オートクラフト・IZU	令和7年 3月27日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月27日～ 専用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 24007859	タンDEMサイクル	令和7年 3月27日 購入	171,000	（有）オートクラフト・IZU	令和7年 3月27日 購入	016 金山総合公園			令和7年 3月27日～ 専用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 25016153	サイクル自転車 むかでサイクル	令和8年 3月18日 購入	379,610	（有）オートクラフト・IZU	令和8年 3月18日 購入	016 金山総合公園			令和8年 3月18日～ 共用	
その他車両（重要物品以外）	04-01-012 25016154	サイクル自転車 イルカのメリーゴーランドサイクル	令和8年 3月18日 購入	498,355	（有）オートクラフト・IZU	令和8年 3月18日 購入	016 金山総合公園			令和8年 3月18日～ 共用	
被服繊維類	06-01-001 25011495	テント TP-880 エントリー2ルーム エルフィールド	令和7年10月15日 寄附等	87,780	（株）スノーピーク	令和7年10月15日 寄附等	016 金山総合公園			令和7年10月15日～ 共用	
被服繊維類	06-01-001 25011496	テント TP-880 エントリー2ルーム エルフィールド	令和7年10月15日 寄附等	87,780	（株）スノーピーク	令和7年10月15日 寄附等	016 金山総合公園			令和7年10月15日～ 共用	
被服繊維類	06-01-001 25011497	テント TP-880 エントリー2ルーム エルフィールド	令和7年10月15日 寄附等	87,780	（株）スノーピーク	令和7年10月15日 寄附等	016 金山総合公園			令和7年10月15日～ 共用	
被服繊維類	06-01-001 25011498	テント TP-880 エントリー2ルーム エルフィールド	令和7年10月15日 寄附等	87,780	（株）スノーピーク	令和7年10月15日 寄附等	016 金山総合公園			令和7年10月15日～ 共用	
被服繊維類	06-01-001 25011499	テント TP-880 エントリー2ルーム エルフィールド	令和7年10月15日 寄附等	87,780	（株）スノーピーク	令和7年10月15日 寄附等	016 金山総合公園			令和7年10月15日～ 共用	
被服繊維類	06-01-001 25011500	テント TP-880 エントリー2ルーム エルフィールド	令和7年10月15日 寄附等	87,780	（株）スノーピーク	令和7年10月15日 寄附等	016 金山総合公園			令和7年10月15日～ 共用	
美術品類	07-02-001 99186052	青銅製ブロンズ像 高さ1.2m。台座高さ0.7m	平成5年 8月19日 寄附等	2,350,000	太田中央ライオンズクラブ 会長 岩崎健典	平成5年 8月19日 寄附等	016 金山総合公園			平成27年 4月 1日～ 共用	台座幅0.55～0.75m、奥行0.55～0.75m。レストハウスの近くにある。

金山総合公園利用促進設備等管理運営業務規定

(目的)

第 1 条 この規定は、太田土木事務所長（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、利用促進設備等の管理運営業務に関する必要な事項を定め、利用者の利便性及びサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)「利用促進設備等」とは、甲が設置した自動販売機、カプセルトイ機をいう。

(営業)

第 3 条 乙は、レストハウス及びサービスセンターに設置された利用促進設備等において、次のとおり営業を行うものとする。

(1)自動販売機においては、公園利用者の利便性向上に資する物品等を販売するものとする。

(2)カプセルトイ機においては、ふれあい工房で作成したものなど、金山総合公園の特徴を活かした物品又は金山総合公園の認知度向上に資する物品等を販売するものとする。

(3)第 1 号及び第 2 号における具体的な物品等については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(4)利用促進設備等に係る仕入額及び売上額は、指定管理業務の経費として計上するものとする。

(販売価格)

第 4 条 利用促進設備等における物品の販売価格は、仕入れ価格相当を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(売上げ及び在庫管理)

第 5 条 乙は、毎月の売上げ及び在庫を管理し、利用促進設備別・販売物品別に仕分け整理し、「利用促進設備販売実績報告書」を作成の上、これを添えて毎月の履行確認時及び事業報告書において、甲に提出しなければならない。

(利用促進設備等の点検)

第 6 条 利用促進設備等の安定的な営業体制を維持するため、始業時及び終業時に必ず点検を行うこと。

また、設置エリア内も巡視し、ごみ等が散在していないか確認すること。

(その他事項)

第 7 条 その他、定めのないものについては、甲が定める。

金山総合公園臨時有料遊具等管理運営業務規定

(目的)

第 1 条 この規定は、太田土木事務所長（以下「甲」という）と指定管理者（以下「乙」という）が締結する、金山総合公園の管理及び運営に関する年度協定の業務仕様書における、臨時有料遊具等の管理運営業務に関する必要な事項を定め、利用者の安全かつ快適な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「臨時有料遊具等」とは、季節に応じた遊具（ウォータースライダー等）や、販賣創出のための遊具（ミニ電車等）で、期間限定で設置する遊具をいう。なお、その附帯施設も含むものとする。
- (2)「大人」とは、4歳以上中学生以下に該当しない者（4歳未満の者を除く）をいう。
- (3)「子供」とは、4歳以上（小学校就学の始期に達するまでのもの）中学生以下の者をいう。

(臨時有料遊具等の設置)

第 3 条 乙は、臨時有料遊具等を設置する場合、設置する遊具の種類、供用期間、供用時間、利用料金、収支計画、運営方法等について、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、第 1 項の承認を得るに当たり、臨時有料遊具等を設置する 1 ヶ月前までに甲に書面をもって協議を申し出なければならない。

3 第 1 項において承認された臨時有料遊具等に係る収入及び支出については、指定管理業務の経費として計上するものとする。

(供用期間及び供用時間)

第 4 条 臨時有料遊具等の供用期間及び供用時間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 利用者対応等の理由がある場合は、必要に応じて供用期間・時間の変更を甲に協議すること。

3 供用時間中は、特別な理由（甲の指示、災害、臨時有料遊具等の異常及び天候の急変等）がある場合を除き、臨時有料遊具の営業を停止してはならない。

(利用者への対応)

第 5 条 従事者は、利用者への対応を次の点に留意して行う。

- (1) 公共施設としての品位を保つよう努力すること。
- (2) 利用者の安全を第一に考えること。
- (3) 丁寧な言葉で親切に対応すること。

(営業内容)

第 6 条 乙は、臨時有料遊具等に従事者を適正に配置するとともに、休憩時間等における従事者の交代を円滑に行い、利用者の安全と効率的な営業に努めるものとする。

2 乙は、臨時有料遊具等の異常性のチェック、点検等を行い、安全性の確認、適正な人員配置等の確認を運用開始前の 15 分前までに行う。

3 安全な利用を確保するため、利用者の動向を注視し、必要に応じて指導を行う。

4 臨時有料遊具等の営業においては、群馬県立公園条例別表第五に掲げる金山総合公園共通利用券を使用するものとする。ただし、バッテリー自動車と同様に現金でしか対応できないものは現金対応とする。

5 乙は、利用者が多数で混雑しているとき、または混雑が予想される場合は、速やかにのりもの券の販売制限等、適切な措置を講ずる。

6 第3条第1項により承認を得た臨時有料遊具等における詳細な営業内容については、第3条第2項における協議において、別に定める。

(臨時有料遊具の営業停止及び再開)

第7条 乙は、次の事項が発生し、安全対策上支障があると判断した場合には、臨時有料遊具の営業を停止することができる。営業を停止するにあたっては、利用者の危険回避、避難誘導の措置を講じなければならない。営業を停止した場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

- (1)地震・火災が発生した場合
- (2)雷注意報が発令され、襲来が予知される場合
- (3)強風により危険を伴う場合（風速6m/秒以上の場合）
- (4)降雨雪により危険を伴う場合
- (5)臨時有料遊具等の異常、その他緊急の事態が発生した場合

2 乙は、安全を確認し、事前に券売所と十分協議をした後に営業を再開するものとする。営業を再開したときは、その旨を甲に報告するものとする。

(臨時有料遊具利用の制限等)

第8条 乙は、利用者の安全確保を図るため、次に掲げる者に対しては、臨時有料遊具の利用を制限することができる。

- (1)利用者が多数で、待ち時間が長くなると予想される場合、または時間内に臨時有料遊具を利用できないと予想される場合
- (2)利用することが無理な状態にあり、事故を起こす可能性のある利用者には利用の中止を、または他の利用者に対して危険な行為をしている者に対しては、これを注意し、これに従わない者に対しては直ちに退去させること。
- (3)臨時有料遊具等における年齢制限等の詳細については、第3条第2項における協議において、別に定める。

(臨時有料遊具等の指導事項)

第9条 臨時有料遊具の利用にあたっては、事故防止に細心の注意を払い、守るべき定員・服装は厳守させるとともに臨時有料遊具及び周辺での危険な遊びは行わないよう指導する。

従事者の指導を無視した行為、利用者の過失から生じた事故については、各利用者の責任であることの徹底を図る。

2 事故の防止を図るため、臨時有料遊具利用時の指導事項については、第3条第2項における協議において、別に定める。

(臨時有料遊具等の点検)

第10条 臨時有料遊具等の安全利用を図るため、臨時有料遊具等の点検は、営業の前後に必ず行うこと。

また、設置エリア内も巡視し、危険物等が無いか確認すること。

(事故処理及び安全対策)

第 11 条 事故が発生した場合には、速やかに応急処置を講ずるとともに事故の状況を適切に把握し、必要な措置を行い、その状況を管理者に報告し、管理者の指示があるときはその指示に従うものとする。

(営業終了後の業務)

第 12 条 臨時有料遊具の運用終了にあたっては、遊具等に異常がないか、残留者がいないかを確認する。

2 臨時有料遊具の出入り口を施錠する。

3 使用済みののりもの券は、日付別、大人・子供別に仕分け整理し、「金山総合公園臨時有料遊具利用明細報告書」を作成の上、これを添えて毎月の履行確認時及び事業報告書において、甲に提出しなければならない。

(その他事項)

第 13 条 その他、定めのないものについては、甲が定める。

金山総合公園防犯カメラ運用要領

(目的)

第1条 この要領は群馬県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、金山総合公園指定管理者が金山総合公園内に設置した防犯カメラ（以下本件防犯カメラという）の適切な運用を図ることを目的とする。

(設置目的)

第2条 本件防犯カメラは園内における犯罪の発生を防止し、犯罪や事故が起こった場合における関係機関への協力や円滑な処理の促進に資することをもって設置目的とする。

2 金山総合公園指定管理者は、あらかじめ画像により識別される特定の個人（以下「本人」という）の同意を得ずに、設置目的の達成に必要な範囲を超え本件防犯カメラによる画像を利用してはならない。ただし次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその受託者が法令の定める事務を遂行することにより協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(運用責任者の指定)

第3条 本件防犯カメラの運用責任者は、金山総合公園長とする。

(運用責任者の責務)

第4条 運用責任者は、この要領に基づいて本件防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

2 本件防犯カメラを操作する者（以下「操作員」という）は、金山総合公園職員とし、運用責任者は操作員以外に防犯カメラの操作及び監視業務をおこなわせてはならない。

3 運用責任者は、操作員に対して画像の不正使用により個人の権利利益を侵害してはならない旨を周知徹底するとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 運用責任者は、本件防犯カメラの画像及び画像から得られる情報の漏えいを防止するとともに、滅失及びき損の防止に努めなければならない。

(画像表示装置の設置)

第5条 本件防犯カメラの画像表示装置を設置する場合は、管理事務所内にのみ設置し、外部から容易に確認できない配置とする。

(設置の明示)

第6条 運用責任者は、園内の見やすい場所に、防犯カメラが作動していることを明示する措置を講ずるものとする。

(画像の保存と消去)

第7条 画像保存装置及び画像保存媒体は、管理事務所において管理及び保管する。

2 画像の保存期間は原則として25日以内とする。

3 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する(上書きによる消去を含む)。ただし次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(記録媒体の廃棄)

第8条 画像記録媒体を廃棄するときは、物理的な破砕等により行う。

(画像の提供の制限)

第9条 画像は次に掲げる場合を除き、第三者に提供してはならない。

(1) 本人の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 個人の生命、身体又は財産を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合。

(4) 捜査機関から犯罪や事故捜査などの目的による要請を受けた場合。

(業務の委託)

第10条 運用責任者は、本件防犯カメラの設置や管理業務を委託する場合、この要領を遵守できる受託者を選定するとともに、当該受託者を適切に監督しなければならない。

(苦情の処理)

第11条 運用責任者は、県民等から本件防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、太田土木事務所に苦情内容を報告しなければならない。

(守秘義務)

第12条 運用責任者及び操作員は、第10条各号に掲げる場合以外、画像から得られた情報を漏えいしてはならない。その任を引いた後も同様とする。

災害派遣用移動式トイレに関する覚書

危機管理課長（以下「甲」という。）と太田土木事務所長（以下「乙」という。）は、災害派遣用移動式トイレ（以下「トイレコンテナ」という。）の平時の運用に係る双方の役割を明確にするとともに、群馬県内及び県外において地震、風水害、その他の災害及び大規模事故（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害等発生時」という。）に、相互に協力し、トイレコンテナの被災地への派遣を始めとする必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、トイレコンテナに係る平時の運用及び、災害等発生時に、甲と乙が相互に協力してトイレコンテナを円滑に派遣するため、必要な事項を定めるものとする。

（トイレコンテナの設置）

第2条 甲は、都市公園法の設置許可を受けトイレコンテナを、群馬県立金山総合公園の敷地内にトイレコンテナを設置し、公園利用者の利用に供するものとする。

（平時の維持管理）

第3条 前条により設置されたトイレコンテナにおける平時の維持管理については、次の各号の区分に応じ行うものとする。

- （1）甲 定期点検、補修、電気配線・上下水道配管の維持管理、その他トイレコンテナの運用に必要な措置
- （2）乙 清掃、日常点検

（災害等発生時の対応）

第4条 甲は、災害等発生時において、トイレコンテナを被災地へ派遣する必要がある場合は、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにして、トイレコンテナの搬出に係る協力を要請することができる。

- （1）災害等の状況及び協力を要請する事由
- （2）搬出する日時
- （3）その他必要な事項

（派遣完了時の対応）

第5条 甲は、被災地に派遣していたトイレコンテナを群馬県立金山総合公園に再度設置する場合、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにして、トイレコンテナの搬入に係る協力を要請することができる。

- (1) トイレコンテナの状況
- (2) 搬入の日時
- (3) その他必要な事項

(搬出搬入経路)

第6条 第4条及び第5条の規定によりトイレコンテナを搬出・搬入する経路は、別記1「搬出・搬入経路図」のとおりとする。

2 第1項の経路以外の経路で搬入・搬出を行う必要がある場合は、第4条及び第5条の協力要請の際に甲乙協議のうえ決定する。

(協力実施)

第7条 乙は、第4条及び第5条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限りトイレコンテナの搬出及び搬入に協力するものとする。

2 前項により乙が行う協力は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公園の施錠・解錠
- (2) トイレコンテナ搬出・搬入の立会い
- (3) その他必要な事項

(平常時からの備え)

第8条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑なトイレコンテナの運用が図れるよう、平常時から搬出に係る体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(要請手続)

第9条 甲は、乙に対し第4条の規定に基づく協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(費用及びリスクの分担)

第10条 この協定に係る費用及びリスクの分担は、別記2「トイレコンテナ運用に伴う費用・リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の費用又はリスク等が発生した場合、甲乙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれからこの協定の改廃について申出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず甲は、トイレコンテナに係る都市公園法第5条第1項による公園施設設置許可の期間満了の日の180日前までに、この覚書の継続又は廃止について、乙に申し出るものとする。

(覚書の継承)

第12条 甲又は乙は、この覚書の締結後において、甲若しくは乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

3 乙は、この覚書により乙が行うと規定されている事項について、群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により指定した、群馬県立金山総合公園の指定管理者に行わせることができる。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月13日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県総務部危機管理課長 飯塚 毅

乙 群馬県太田市西本町60-27
群馬県県土整備部太田土木事務所長 本木 秀典

移動式トイレコンテナ搬入・搬出経路図

金山総合公園



— 搬入・搬出経路

別記 2

トイレコンテナ運用に伴う費用・リスク分担表

	甲（危機管理課）	乙（土木事務所）	備考
電気料金	○ ※ トイレコンテナ附属の太陽光発電で対応	○ ※ 左表で賄い切れない分を負担	
水道料金	○ ※ 循環式で運用する場合（給水車で給水）	○ ※ 水道管に接続し運用する場合	
下水道料金	○ ※ 循環式で運用する場合（汲み取り業者依頼）	○ ※ 下水管に接続し運用する場合	
トイレ備品・清掃用具費	○ ※ 令和 7 年度のみ		令和 8 年度以降は予算を計上した課の負担とする。
修繕費	○ ※ 専門業者に発注が必要な事項	○ ※ 紙詰まりなど日常的な修繕のみ	
定期点検経費	○		
電気配線工事費	○ ※ 不具合に伴う修繕を含む		トイレコンテナ運用に必要な範囲に限る。
上下水道配管工事費	○ ※ 不具合に伴う修繕を含む		トイレコンテナ運用に必要な範囲に限る。
緊急時対応（施設全半壊等）	○	○	事案発生時に双方協議のうえ対応を決定する。
設置瑕疵	○		
管理瑕疵		○	善管注意義務を負う。
包括責任	○		

金山総合公園遊具台帳

整理番号	遊具名	数量	単位	備考
1G-1	冒険のとりで	1	組	
2G-1	宇宙船	1	基	
2G-2	きね渡り	1	基	
2G-3	空中散歩	1	組	
2G-4	クニャクナ平均台	4	基	
2G-5	子供とりで1(すべり台付)	1	基	
2G-6	子供とりで2(ロープ付)	1	基	
2G-7	ザイルクライミング	1	基	
2G-8	山脈ネット	1	基	
2G-9	シャトルネット	1	基	
2G-10	スイングステップ	1	基	
2G-11	大滑空ロープ	1	基	
2G-12	ネットクライミング	1	基	
2G-13	ネットクライム	1	基	
2G-14	ネット越え雲梯	1	基	
2G-15	パワーアップピラミッド	1	基	
2G-16	ビョンビョン円盤	12	基	
2G-17	ぶらぶらタイヤ	1	基	
2G-18	ふわふわドーム	1	基	
2G-19	ボールスイング	2	基	
2G-20	丸太ステップ	15	本	
2G-21	横渡り丸太	1	基	
3G-1	リング遊具、置物遊具	4	基	①ハニー ②飛行機 ③しか・パンダ
3G-2	幼児用ブランコ	1	基	
3G-3	複合遊具	1	基	
3G-4	楽器遊具	1	基	デモアシモ
3G-5	バランス遊具	1	セット	ハーフボール小1、大2
3G-6	回転遊具	1	基	ハオムニスピナー
3G-7	パネル遊具	1	基	ちびっこハウス
3G-8	砂場(インクルーシブ対応)	1	基	ツインサンドボウルテーブル
3G-9	砂場	1	基	
3G-10	かくれんぼの丘(トンネル)	1	式	
3G-11	スプリング遊具	1	基	プルルン
3G-12	スプリング遊具	1	基	スプリングシェイプ
3G-13	上下動系遊具	1	基	アニマルシーソー

施設名称		冒険のとりで		点検結果のチェック欄			
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化	○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	落下防止	劣化	◎ 落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
③	支柱部	劣化	◎ 地際部が腐食や腐朽していないか				
			○ ぐらつきはないか				
④	基礎部	規準	○ 設置面へ基礎が露出していないか				
⑤	設置面	環境	○ 設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑥	接続部	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか				
			○ 継手金具の破損はないか				
⑦	塗装	劣化	○ 著しい塗装剥離や退色等はないか				
⑧	汚れ	環境	○ 著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
＜すべり台＞							
⑨	出発部（踊り場）	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑩	滑降部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑪	減速部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
＜Vチェーン吊り橋＞							
⑫	チェーン類	劣化	○ 吊り金具は破損していないか				
			○ 吊り金具は摩耗していないか				
			○ チェーンは摩耗していないか				
⑬	補強材	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
＜チェーンネット・クライマー＞							
⑭	チェーン類	劣化	○ 吊り金具は破損していないか				
			○ 吊り金具は摩耗していないか				
			○ チェーンは摩耗していないか				
⑮	補強材	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
（ステンレストーンネル部）							
⑯	本体	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
（踊り場部）							
⑰	床部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑱	梁部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑲	手すり部	劣化	○ ぐらつきはないか				
			○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
（階段・はしご部）							
⑳	階段・はしご部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
.....							
.....							

部位	区分	点検内容	点検方法	判定	写真No	備考(処置など)
(屋根部)						
a	屋根表面	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
b	屋根裏面	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	

施設写真



滑り面の引っかかり、支柱のがたつき



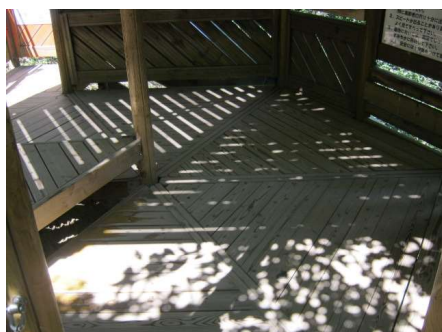
パネルのささくれ、腐食、がたつき



デッキ床のがたつき、抜ける危険



鎖の摩耗、板の抜け落ち



デッキ床のがたつき、抜ける危険



階段のがたつき、抜け落ち

総合判定	A: 健全であり、修繕の必要がない(使用可)
	B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要(使用可)
	C: 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要(使用禁止)
	D: 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する(使用禁止)

日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする(○印):

特記事項

チェック欄: 異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。

★ デッキ床のスリ、がたつき、支柱関連の腐朽、ささくれ等、手でふれて確認を

月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		宇宙船		点検結果のチェック欄			
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか				
		○	ぐらつきはないか				
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか				
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑤	接続部	劣化 ○	溶接部の剥離はないか				
		○	継手金具の破損はないか				
⑥	塗装	劣化	著しい塗装剥離や退色等はないか				
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
⑧	床部	劣化 ○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
⑨	手すり部	劣化 ○	ぐらつきはないか				
		○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成	年	月	日()	担当者サイン	責任者サイン
	第2回実施期日	平成	年	月	日()	担当者サイン	責任者サイン
	第3回実施期日	平成	年	月	日()	担当者サイン	責任者サイン
施設写真							
							
				落下面のゴムはずれていないか			
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
	B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）						
	C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止）						
	D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）						
特記事項							
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。 注意点：落下面のゴムマットがずれていないか							

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		きね渡り																						
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄																					
			第1回	第2回	第3回																			
A. 共通点検項目																								
①	各部	劣化	○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか																					
②	支柱部	劣化	◎ プラスチックの亀裂、劣化はないか																					
			○ ぐらつきはないか																					
③	基礎部	規準	○ 設置面へ基礎が露出していないか																					
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか																					
⑤	接続部	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか																					
			○ 継手金具の破損はないか																					
⑥	塗装・メッキ	劣化	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか																					
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか																					
B. 個別点検項目																								
⑧	揺動部	劣化	○ 吊り金具は破損していないか																					
			○ チェーン・リングは摩耗していないか																					
			○ ロープ類の断線やほつれはないか																					
⑨	梁部	劣化	◎ プラスチックの亀裂、劣化はないか																					
⑩	昇降はじご部	劣化	○ 破損や変形はないか																					
			○ 腐食や腐朽はないか																					
⑪	ステップ部	劣化	○ ぐらつきはないか																					
			○ 破損や変形はないか																					
			○ プラスチックの亀裂、劣化はないか																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1回実施期日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日 ()</td> <td style="width: 15%;">担当者サイン</td> <td style="width: 15%;">責任者サイン</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>第2回実施期日</td> <td>平成 年 月 日 ()</td> <td>担当者サイン</td> <td>責任者サイン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3回実施期日</td> <td>平成 年 月 日 ()</td> <td>担当者サイン</td> <td>責任者サイン</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン			第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン			第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン		
第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン																					
第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン																					
第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン																					
施設写真 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="color: red; margin-top: 10px;">④ このボルトが動いていないか</p>																								
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：																				
特記事項 チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。 注意：鎖の摩耗の確認																								

月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		空中散歩				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	支柱部	劣化 ◎ 地際部が腐食や腐朽していないか				
		○ ぐらつきはないか				
③	基礎部	規準 ○ 設置面へ基礎が露出していないか				
④	設置面	環境 設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑤	接続部	劣化 ○ ボルトの緩みや欠落はないか				
		○ 継手金具の破損はないか				
⑥	塗装	劣化 著しい塗装剥離や退色等はないか				
⑦	汚れ	環境 著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目						
⑧	揺動部	劣化 ○ 吊り金具は破損していないか				
		○ 吊り金具は摩耗していないか				
		○ チェーンは摩耗していないか				
		○ ロープ類の断線やほつれはないか				
⑨	梁部	劣化 ◎ 破損や変形はないか				
⑩	昇降はじご部	劣化 ○ 破損や変形はないか				
		○ 腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
				<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;">ここにがたつき、隙間の発生の場合一時使用禁止</div> <p style="color: red; margin-top: 10px;">緩んだ場合隙間が出る</p>		
						
摩耗に注意		摩耗に注意、確認必要				
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）		日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは✓印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。						

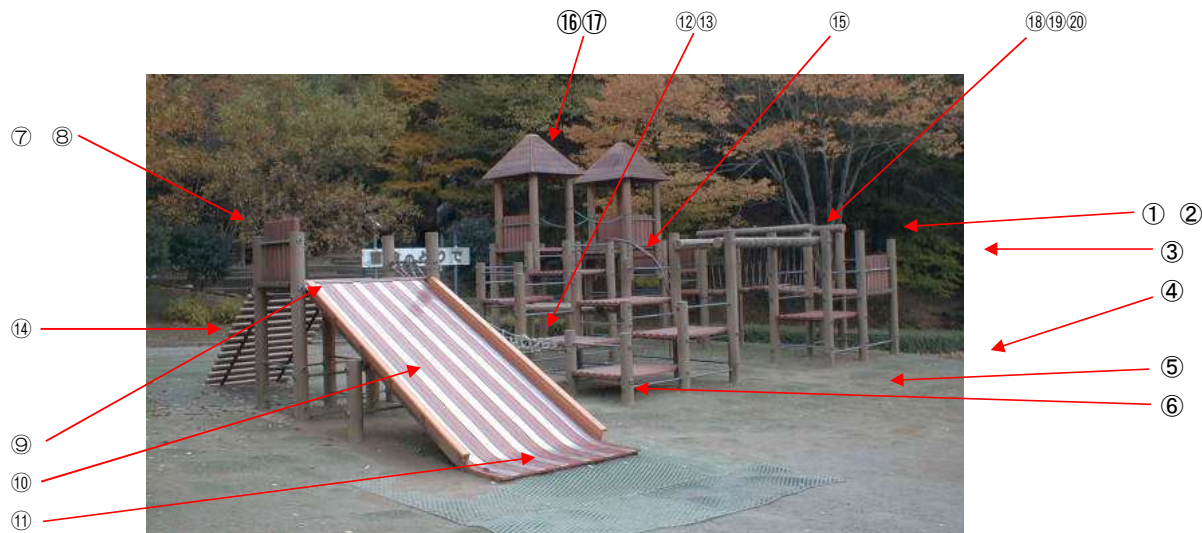
月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		クニャクニャ平均台（4基）					
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化	○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化	◎	地際部が腐食や腐朽していないか			
			○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準	○	設置面へ基礎が露出してないか			
④	設置面	環境	○	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化	○	ボルトの緩みや欠落はないか			
			○	継手金具の破損はないか			
⑥	塗装	劣化	○	著しい塗装剥離や退色等はないか			
⑦	汚れ	環境	○	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目							
⑧	歩行面	劣化	○	破損や変形はないか			
			○	腐食や腐朽はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()		担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()		担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()		担当者サイン		責任者サイン	
施設写真							
この指の挟み込み注意、ボルトの緩み確認を							
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項							
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。							

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		子供とりで1 (すべり台付き)				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化	○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか		
②	落下防止	劣化	◎	落下防止柵などにガタツキや変形はないか		
③	支柱部	劣化	◎	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
			○	ぐらつきはないか		
④	基礎部	規準	○	設置面へ基礎が露出していないか		
⑤	設置面	環境		設置面に大きな凹凸や石などはないか		
⑥	接続部	劣化	○	ボルトの緩みや欠落はないか		
			○	継手金具の破損はないか		
⑦	塗装・メッキ	劣化		著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか		
⑧	汚れ	環境		著しい汚れや落書きはないか		
B. 個別点検項目						
＜すべり台＞						
⑨	出発部 (踊り場)	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
⑩	滑降部	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
⑪	減速部	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
＜ロープネット・クライマー＞						
⑫	ロープ類	劣化	○	断線やほつれはないか		
⑬	補強材	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
＜丸太登り＞						
⑭	丸太部	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
(はしご部)						
⑮	はしご部	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	腐食や腐朽はないか		
(屋根部)						
⑯	屋根表面	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
⑰	屋根裏面	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
(吊り橋部)						
⑱	床部	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
⑲	梁部	劣化	○	破損や変形はないか		
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか		
⑳	吊り部材	劣化	○	チェーンは摩耗していないか		
			○	チェーンは変形やねじれがないか		
			○	ロープ類の断線やほつれはないか		
.....						
.....						
.....						
.....						

施設写真



総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）
	B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）
	C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止）
	D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）

日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：

特記事項

チェック欄：異常が無いときのチェックは✓印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。




★ 特に落下について、ネットや、柵の固定部の緩みの確認、落下面の状態、滑り台部のひび割れや、引っかかり等の確認、ビスの緩みの確認

第1回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
第2回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
第3回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		子供とりで2						
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄					
			第1回	第2回	第3回			
A. 共通点検項目								
①	各部	劣化	○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	落下防止	劣化	◎	落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
③	支柱部	劣化	◎	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
			○	ぐらつきはないか				
④	基礎部	規準	○	設置面へ基礎が露出していないか				
⑤	設置面	環境		設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑥	接続部	劣化	○	ボルトの緩みや欠落はないか				
			○	継手金具の破損はないか				
⑦	塗装・メッキ	劣化		著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
⑧	汚れ	環境		著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目								
⑩	梁部	劣化	○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
<丸太登り>								
⑪	丸太部	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
(踊り場部)								
⑫	床部	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
⑬	梁部	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
⑭	手すり部	劣化	○	ぐらつきはないか				
			○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
(階段・はしご部)								
a	階段・はしご部	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
(屋根部)								
b	屋根表面	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
c	屋根裏面	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
(吊り橋部)								
d	踏みロープ部	劣化	○	ロープは摩耗していないか				
			○	結び目のほつれ、磨耗はないか				
e	取付パイプ部	劣化	○	破損や変形はないか				
			○	腐食、腐朽はないか				
f	吊り部材	劣化	○	ロープは摩耗していないか				
			○	接続金具に異常はないか				
			○	ロープ類の断線やほつれはないか				

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		ザイルクライミング				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境 ○	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化 ○	Sカンの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑥	汚れ	環境 ○	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
⑦	登はん部	劣化 ○	ロープ類の断線やほつれはないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
						
						
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：		
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。						
★ 金具のひらき、ロープの磨耗状況						

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		山脈ネット					
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	支柱部	劣化 ◎	プラスチックの亀裂、劣化				
		○	ぐらつきはないか				
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか				
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか				
		○	継手金具の破損はないか				
⑥	塗装・メッキ	劣化	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
(ロープネット・クライマー部)							
⑧	ロープ類	劣化 ○	断線やほつれはないか				
⑨	補強材	劣化 ○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
(横木部)							
⑩	腕木部 (握り棒)	劣化 ○	ぐらつきはないか				
		○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
施設写真							
							
			落下面に注意				
総合判定	A: 健全であり、修繕の必要がない (使用可) B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用可) C: 重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用禁止) D: 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する (使用禁止)			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする (○印) :			
特記事項							
チェック欄: 異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。							
★ ネットのほつれ、摩耗、ボルトの緩み注意							

月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		シャトルネット				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	落下防止	劣化 ◎	落下防止柵などにガタツキや変形はないか			
③	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか			
		○	ぐらつきはないか			
④	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
⑤	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑥	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑦	塗装	劣化	著しい塗装剥離や退色等はないか			
⑧	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
＜ロープネット・クライマー＞						
⑨	ロープ類	劣化 ○	断線やほつれはないか			
⑩	補強材	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
＜井桁遊具＞						
⑪	横架材	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：		
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。						
★ 上部のポリエチレンネットのやぶれ、大ネットの摩耗、 90 ほつれ注意						

月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		スイングステップ		点検結果のチェック欄			
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化	○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	支柱部	劣化	◎ 地際部が腐食や腐朽していないか				
			○ ぐらつきはないか				
③	基礎部	規準	○ 設置面へ基礎が露出していないか				
④	設置面	環境	○ 設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑤	接続部	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか				
			○ 継手金具の破損はないか				
⑥	塗装	劣化	○ 著しい塗装剥離や退色等はないか				
⑦	汚れ	環境	○ 著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
(吊り踏み板部)							
⑧	踏み板部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑨	梁部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑩	吊り部材 (チェーン類)	劣化	○ チェーンは摩耗していないか				
			○ チェーンは変形やねじれがないか				
(ステップ部)							
⑪	ステップ部	劣化	○ ぐらつきはないか				
			○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
施設写真							
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項							
チェック欄：異常が無いときのチェックは✓印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。							
★ 金具類のはずれ、摩耗の確認							

施設名称		大滑空ロープ		点検結果のチェック欄			
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	第1回	第2回	第3回		
			A. 共通点検項目				
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか				
		○	ぐらつきはないか				
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか				
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか				
		○	継手金具の破損はないか				
⑥	塗装	劣化	著しい塗装剥離や退色等はないか				
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
⑧	到達部	劣化 ○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
⑨	ケーブル部	劣化 ○	断線やほつれはないか				
⑩	滑車部	劣化 ○	滑走不良はないか				
		○	滑走時に異音はないか				
		○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
⑪	握り部	劣化 ○	破損や変形はないか				
点検危険部等の書き込み欄							
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
施設写真							
<p style="text-align: right;">⑧ ⑧ ⑩ 滑車</p> <p style="text-align: right;">ワイヤーの素線きれの確認 細いワイヤーが細かく切れたら注意</p>							
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項							
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。 ★ 滑車の摩耗、異音、吊りロープの磨耗に十分注意							

月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		ネットクライミング				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	落下防止	劣化 ◎ 落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
③	支柱部	劣化 ◎ 地際部が腐食や腐朽していないか				
		○ ぐらつきはないか				
④	基礎部	規準 ○ 設置面へ基礎が露出していないか				
⑤	設置面	環境 設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑥	接続部	劣化 ○ ボルトの緩みや欠落はないか				
		○ 継手金具の破損はないか				
⑦	汚れ	環境 著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目						
(ロープネット・クライマー部)						
⑧	ロープ類	劣化 ○ 断線やほつれはないか				
⑨	補強材	劣化 ○ 破損や変形はないか				
		○ 腐食や腐朽はないか				
(踊り場部)						
⑩	床部	劣化 ○ 破損や変形はないか				
		○ 腐食や腐朽はないか				
⑪	梁部	劣化 ○ 破損や変形はないか				
		○ 腐食や腐朽はないか				
⑫	手すり部	劣化 ○ ぐらつきはないか				
		○ 破損や変形はないか				
		○ 腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）					
	B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）					
	C：重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用禁止）					
	D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）					
日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：						
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。						

施設名称		ネットクライム				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	プラスチックの亀裂、劣化はないか			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑥	塗装・メッキ	劣化	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか			
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
(ロープネット・クライマー部)						
⑧	ロープ類	劣化 ○	断線やほつれはないか			
⑨	補強材	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
(ステップ部)						
⑩	ステップ部	劣化 ○	ぐらつきはないか			
		○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）： _____		
	B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）					
	C：重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用禁止）					
	D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）					
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。						
★ ネットの劣化、やぶれ						

月度日常点検表Ⅰ（第2グループ）

施設名称		ネット越え雲梯		点検結果のチェック欄			
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	支柱部	劣化 ◎	プラスチックの亀裂、劣化はないか				
		○	ぐらつきはないか				
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか				
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか				
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか				
		○	継手金具の破損はないか				
⑥	塗装・メッキ	劣化	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
＜雲梯＞							
⑧	懸垂はじご部	劣化 ○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
⑨	出発部	劣化 ○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
＜ロープネット・クライマー＞							
⑩	ロープ類	劣化 ○	断線やほつれはないか				
⑪	補強材	劣化 ○	破損や変形はないか				
		○	腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
施設写真							
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項							
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。							
★ ネットの劣化、やぶれ、落下面を軟らかく							

施設名称		パワーアップピラミッド																						
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄																					
			第1回	第2回	第3回																			
A. 共通点検項目																								
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか																					
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか																					
		○	ぐらつきはないか																					
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか																					
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか																					
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか																					
		○	継手金具の破損はないか																					
⑥	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか																					
B. 個別点検項目																								
⑦	半割 横材	劣化 ○	破損や変形はないか																					
		○	腐食や腐朽はないか																					
⑧	昇降用補助ロープ	劣化 ○	ロープ類の断線やほつれはないか																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:25%;">第1回実施期日</td> <td style="width:25%;">平成 年 月 日 ()</td> <td style="width:15%;">担当者サイン</td> <td style="width:15%;">責任者サイン</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2回実施期日</td> <td>平成 年 月 日 ()</td> <td>担当者サイン</td> <td>責任者サイン</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3回実施期日</td> <td>平成 年 月 日 ()</td> <td>担当者サイン</td> <td>責任者サイン</td> <td></td> </tr> </table>								第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン			第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン			第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン	
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン																				
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン																				
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン	責任者サイン																				
施設写真																								
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：																				
	B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）																							
	C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止）																							
	D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）																							
特記事項																								
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。																								
★ 板の割れ、ビス等の浮き上がり、引っかかり、接続部の摩耗等 ロープの磨耗切れ																								

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		ピョンピョン円盤 (12基)				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑥	塗装	劣化	著しい塗装剥離や退色等はないか			
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
⑧	床面 (遊戯面)	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
						
総合判定	A: 健全であり、修繕の必要がない (使用可) B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用可) C: 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要 (使用禁止) D: 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する (使用禁止)		日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする (○印) :			
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。 ★ 支柱の地際の腐食に注意						



施設名称		ぶらぶらタイヤ				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	プラスチックの亀裂、劣化			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑥	塗装・メッキ	劣化	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか			
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
⑧	着座部	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	着座側金具は摩耗していないか			
⑨	揺動部	劣化 ○	吊り金具は破損していないか			
		○	吊り金具の回転不良はないか			
		○	吊り金具は回転時に異音がないか			
		○	チェーンは摩耗していないか			
		○	チェーンは変形やねじれがないか			
⑩	梁部	劣化 ○	破損や変形はないか			
⑪	階段・はじご部	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
						
総合判定	A : 健全であり、修繕の必要がない (使用可)			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする (○印) :		
	B : 部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用可)					
	C : 重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用禁止)					
	D : 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する (使用禁止)					
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは✓印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。						
★ リングの摩耗・鎖の摩耗・タイヤの割れ等の確認を、金具は上部も摩耗するので注意						

月度日常点検表 I (第2グループ)


施設名称		ふわふわドーム				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
③	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
④	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
⑤	帆布部	劣化 ○	破損はないか(全体的)			
		劣化 ○	破損はないか(補修部や接続部)			
⑥	機械設備類	劣化 ○	送風機などの異音はないか			
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
総合判定	A: 健全であり、修繕の必要がない(使用可) B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要(使用可) C: 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要(使用禁止) D: 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する(使用禁止)			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする(○印):		
特記事項						
チェック欄: 異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。						
★ 落下面の石・ガラス等に注意						

施設名称		ボールスイング (2基)				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑥	塗装	劣化	著しい塗装剥離や退色等はないか			
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
⑧	着座部	劣化 ○	破損や変形はないか			
⑨	揺動部	劣化 ○	吊り金具は破損していないか			
		○	吊り金具の回転不良はないか			
		○	吊り金具は回転時に異音がないか			
		○	ロープ類の断線やほつれはないか			
⑩	梁部	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
第1回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
第2回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
第3回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
総合判定	A: 健全であり、修繕の必要がない (使用可) B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用可) C: 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要 (使用禁止) D: 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する (使用禁止)			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする (○印) :		
特記事項						
チェック欄: 異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。						
★ 上部の吊り部のボルトの状態の確認、ロープの磨耗状態、写真近くまで磨耗したら使用禁止も						

月度日常点検表 I (第2グループ)

施設名称		丸太ステップ (15本)				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	地際部が腐食や腐朽していないか			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
⑥	ステップ部	劣化 ○	ぐらつきはないか			
		○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
第1回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
第2回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
第3回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
						
総合判定	A : 健全であり、修繕の必要がない (使用可) B : 部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用可) C : 重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要 (使用禁止) D : 主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する (使用禁止)		日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする (○印) :			
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。 ★ 支柱のぐらつき、地際の腐朽						

施設名称		横渡り丸太				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化 ○	身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	支柱部	劣化 ◎	プラスチックの亀裂、劣化はないか			
		○	ぐらつきはないか			
③	基礎部	規準 ○	設置面へ基礎が露出していないか			
④	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか			
⑤	接続部	劣化 ○	ボルトの緩みや欠落はないか			
		○	継手金具の破損はないか			
⑥	塗装・メッキ	劣化	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか			
⑦	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
(昇降部)						
⑧	階段部	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	プラスチックの亀裂、劣化はないか			
(踊り場部)						
⑨	床部	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	プラスチックの亀裂、劣化はないか			
(立ち木部)						
⑩	腕木部	劣化 ○	ぐらつきはないか			
		○	破損や変形はないか			
		○	プラスチックの亀裂、劣化はないか			
(ロープネット・クライマー部)						
⑪	ロープ類	劣化 ○	断線やほつれはないか			
⑫	補強材	劣化 ○	破損や変形はないか			
		○	腐食や腐朽はないか			
第1回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
第2回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
第3回実施期日		平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン	
施設写真						
						
<p>木板のはずれ、割れ等にご注意</p>						
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）		日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは✓印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。						
★ 落下面や、木板の劣化、割れ、ネットのほつれにご注意						

施設名称		リンク遊具（ハニー）				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化	○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	基礎部	規準	○ 設置面へ基礎が露出していないか			
③	設置面	環境	○ 設置面に大きな凹凸や石などはないか			
④	接続部	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか			
			○ 継手金具の破損はないか			
⑤	塗装	劣化	○ 著しい塗装剥離や退色等はないか			
⑥	汚れ	環境	○ 著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
＜スプリング遊具＞						
⑦	上物（手すりを 含む）	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
⑧	スライド機能	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食はないか			
			○ 亀裂はないか			
			○ 振動状態に異常はないか			
			○ 振動時の異音はないか			
⑨	台座	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
⑩	アンカーボルト	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
＜スライド金具＞						
⑪	支点部	劣化	○ 可動時に異音はないか			
			○ 破損や変形はないか			
施設写真						
	第1回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
						
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：		
特記事項						
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。						

月度日常点検表Ⅰ（第3グループ）

施設名称		リンク遊具（飛行機）				
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄			
			第1回	第2回	第3回	
A. 共通点検項目						
①	各部	劣化	○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか			
②	基礎部	規準	○ 設置面へ基礎が露出していないか			
③	設置面	環境	○ 設置面に大きな凹凸や石などはないか			
④	接続部	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか			
			○ 継手金具の破損はないか			
⑤	塗装	劣化	○ 著しい塗装剥離や退色等はないか			
⑥	汚れ	環境	○ 著しい汚れや落書きはないか			
B. 個別点検項目						
＜リンク遊具＞						
⑦	上物（手すりを 含む）	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
⑧	スライド部	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食はないか			
			○ 亀裂はないか			
			○ 振動状態に異常はないか			
			○ 振動時の異音はないか			
⑨	台座	劣化	○ 破損や変形はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
⑩	アンカーボルト	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか			
			○ 腐食や腐朽はないか			
＜スライド機能＞						
⑪	支点部	劣化	○ 可動時に異音はないか			
			○ 破損や変形はないか			
施設写真						
	第1回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
	第2回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
	第3回実施期日	平成 年 月 日（ ）	担当者サイン		責任者サイン	
						
	<p>落下面は軟らかく、ガラスや石がないか</p>		<p>ピスの突起や緩みに注意</p>			
総合判定	<p>A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）</p>			<p>日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：</p>		
特記事項						
<p>チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を日常点検表Ⅱに記入する。</p>						

施設名称		置物遊具 (しか・パンダ)					
部位	区分 (重要度)	点検内容のポイント	点検結果のチェック欄				
			第1回	第2回	第3回		
A. 共通点検項目							
①	各部	劣化	○ 身体に触れる分に鋭利な部分はないか				
②	基礎部	規準	○ 設置面へ基礎が露出していないか				
③	設置面	環境	設置面に大きな凹凸や石などはないか				
④	接続部	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか				
			○ 継手金具の破損はないか				
⑤	塗装	劣化	著しい塗装剥離や退色等はないか				
⑥	汚れ	環境	著しい汚れや落書きはないか				
B. 個別点検項目							
＜スプリング遊具＞							
⑦	上物 (手すりを 含む)	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑧	取付部	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食はないか				
			○ 亀裂はないか				
			○ 振動状態に異常はないか				
			○ 振動時の異音はないか				
⑨	台座	劣化	○ 破損や変形はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
⑩	アンカーボルト	劣化	○ ボルトの緩みや欠落はないか				
			○ 腐食や腐朽はないか				
	第1回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第2回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
	第3回実施期日	平成 年 月 日 ()	担当者サイン		責任者サイン		
施設写真							
							
FRP製ですので割れや、摩耗に注意							
総合判定	A：健全であり、修繕の必要がない（使用可） B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可） C：重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用禁止） D：主要部材等に異常があり、詳細な点検を要する（使用禁止）			日常点検表Ⅱの総合判定欄に該当する判定結果をマークする（○印）：			
特記事項							
チェック欄：異常が無いときのチェックは√印を、異常があるときは×印を記入し、その内容を 日常点検表Ⅱに記入する。							

ボブスレー（乗物）始業前点検表（山麓）

別表 金山⑥-2

レ:異常なし ○:異常あり(修理に回すこと)

(令和 年 月 日)

点検責任者:

点検項目	スレッドNo.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1. シート(本体)に著しい割れが無い(目視)																										
2. シュー(プラスチック)が4箇所確実に取り付いていて損傷が無い(触手、目視)																										
3. 走行ローラーが取り付いていて、スムーズに回転するか(手動)																										
4. 操作レバーの作動は異常が無い(手動)																										
5. レバー回転軸部のナットの緩みが無い(手動)																										
6. ブレーキラバーに著しい損傷が無い(目視)																										
7. ブレーキエッジの横方向の遊びが有るか(触手)																										
8. コイルスプリングが2個取り付いているか(目視)																										
点検者																										

点検項目	スレッドNo.	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1. シート(本体)に著しい割れが無い(目視)																										
2. シュー(プラスチック)が4箇所確実に取り付いていて損傷が無い(触手、目視)																										
3. 走行ローラーが取り付いていて、スムーズに回転するか(手動)																										
4. 操作レバーの作動は異常が無い(手動)																										
5. レバー回転軸部のナットの緩みが無い(手動)																										
6. ブレーキラバーに著しい損傷が無い(目視)																										
7. ブレーキエッジの横方向の遊びが有るか(触手)																										
8. コイルスプリングが2個取り付いているか(目視)																										
点検者																										

点検項目	スレッドNo.	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
1. シート(本体)に著しい割れが無い(目視)																								
2. シュー(プラスチック)が4箇所確実に取り付いていて損傷が無い(触手、目視)																								
3. 走行ローラーが取り付いていて、スムーズに回転するか(手動)																								
4. 操作レバーの作動は異常が無い(手動)																								
5. レバー回転軸部のナットの緩みが無い(手動)																								
6. ブレーキラバーに著しい損傷が無い(目視)																								
7. ブレーキエッジの横方向の遊びが有るか(触手)																								
8. コイルスプリングが2個取り付いているか(目視)																								
点検者																								

ボブスレー（乗物）始業前点検表（山頂）

別表 金山⑥-3

レ:異常なし

(令和 年 月 日)

点検責任者:

点検項目	スレッドNo.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
1. シート(本体)に著しい割れが無い(目視)																											
2. シュー(プラスチック)が4箇所確実に取り付けいて損傷が無い(触手、目視)																											
3. 走行ローラーが取り付けいて、スムーズに回転するか(手動)																											
4. 操作レバーの作動は異常が無い(手動)																											
5. レバー回転軸部のナットの緩みが無い(手動)																											
6. ブレーキラバーに著しい損傷が無い(目視)																											
7. ブレーキエッジの横方向の遊びが有るか(触手)																											
8. コイルスプリングが2個取り付けいてるか(目視)																											
点検者																											

点検項目	スレッドNo.	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50			
1. シート(本体)に著しい割れが無い(目視)																													
2. シュー(プラスチック)が4箇所確実に取り付けいて損傷が無い(触手、目視)																													
3. 走行ローラーが取り付けいて、スムーズに回転するか(手動)																													
4. 操作レバーの作動は異常が無い(手動)																													
5. レバー回転軸部のナットの緩みが無い(手動)																													
6. ブレーキラバーに著しい損傷が無い(目視)																													
7. ブレーキエッジの横方向の遊びが有るか(触手)																													
8. コイルスプリングが2個取り付けいてるか(目視)																													
点検者																													

点検項目	スレッドNo.	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73		
1. シート(本体)に著しい割れが無い(目視)																										
2. シュー(プラスチック)が4箇所確実に取り付けいて損傷が無い(触手、目視)																										
3. 走行ローラーが取り付けいて、スムーズに回転するか(手動)																										
4. 操作レバーの作動は異常が無い(手動)																										
5. レバー回転軸部のナットの緩みが無い(手動)																										
6. ブレーキラバーに著しい損傷が無い(目視)																										
7. ブレーキエッジの横方向の遊びが有るか(触手)																										
8. コイルスプリングが2個取り付けいてるか(目視)																										
点検者																										

ボブスレー(走路)始業前点検表

(令和 年 月)

・異常が無い場合はレ印を記入

・異常が有る場合は○印を記入して、主任に連絡する

点検責任者:

点 検 作 業		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
走路A	1. 走路の変形・磨耗・破損は無いかな											
	2. 走路に歪み・亀裂・段差は無いかな											
	3. 走路に障害物・異物は無いかな(枯木・落ち葉・土等)											
点 検 者												
走路B	1. 走路の変形・磨耗・破損は無いかな											
	2. 走路に歪み・亀裂・段差は無いかな											
	3. 走路に障害物・異物は無いかな(枯木・落ち葉・土等)											
点 検 者												
点 検 作 業		12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
走路A	1. 走路の変形・磨耗・破損は無いかな											
	2. 走路に歪み・亀裂・段差は無いかな											
	3. 走路に障害物・異物は無いかな(枯木・落ち葉・土等)											
点 検 者												
走路B	1. 走路の変形・磨耗・破損は無いかな											
	2. 走路に歪み・亀裂・段差は無いかな											
	3. 走路に障害物・異物は無いかな(枯木・落ち葉・土等)											
点 検 者												
点 検 作 業		23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
走路A	1. 走路の変形・磨耗・破損は無いかな											
	2. 走路に歪み・亀裂・段差は無いかな											
	3. 走路に障害物・異物は無いかな(枯木・落ち葉・土等)											
点 検 者												
走路B	1. 走路の変形・磨耗・破損は無いかな											
	2. 走路に歪み・亀裂・段差は無いかな											
	3. 走路に障害物・異物は無いかな(枯木・落ち葉・土等)											
点 検 者												

パノラマチェア(乗物) 始業前点検表 (山麓)

別表 金山⑥-5

レ: 普通の状態 ○: 修理が必要な状態 (主任に報告すること)

令和 年 月 日

点検責任者:

点検項目	車No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

点検項目	車No.	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

点検項目	車No.	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

点検項目	車No.	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

パノラマチェア(乗物) 始業前点検表(山頂)

別表 金山⑥-6

レ: 普通の状態 ○: 修理が必要な状態(主任に報告すること)

令和 年 月 日

点検責任者:

点検項目	車No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

点検項目	車No.	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

点検項目	車No.	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

点検項目	車No.	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	
1. 安全バーの上下の動きは正常か																												
2. 乗物間のワイヤ切れ、スプリング折れは無い																												
3. 座席シート、背もたれに損傷は無い																												
4. 座席部の安全バーの取り付けは強固か																												
5. 日除けテントに損傷は無い																												
6. 走行中、異常音が無い																												
点検者																												

パノラマチェア始業前点検表(走路等)

(令和 年 月)

・運転に問題が無い場合はレ印を記入

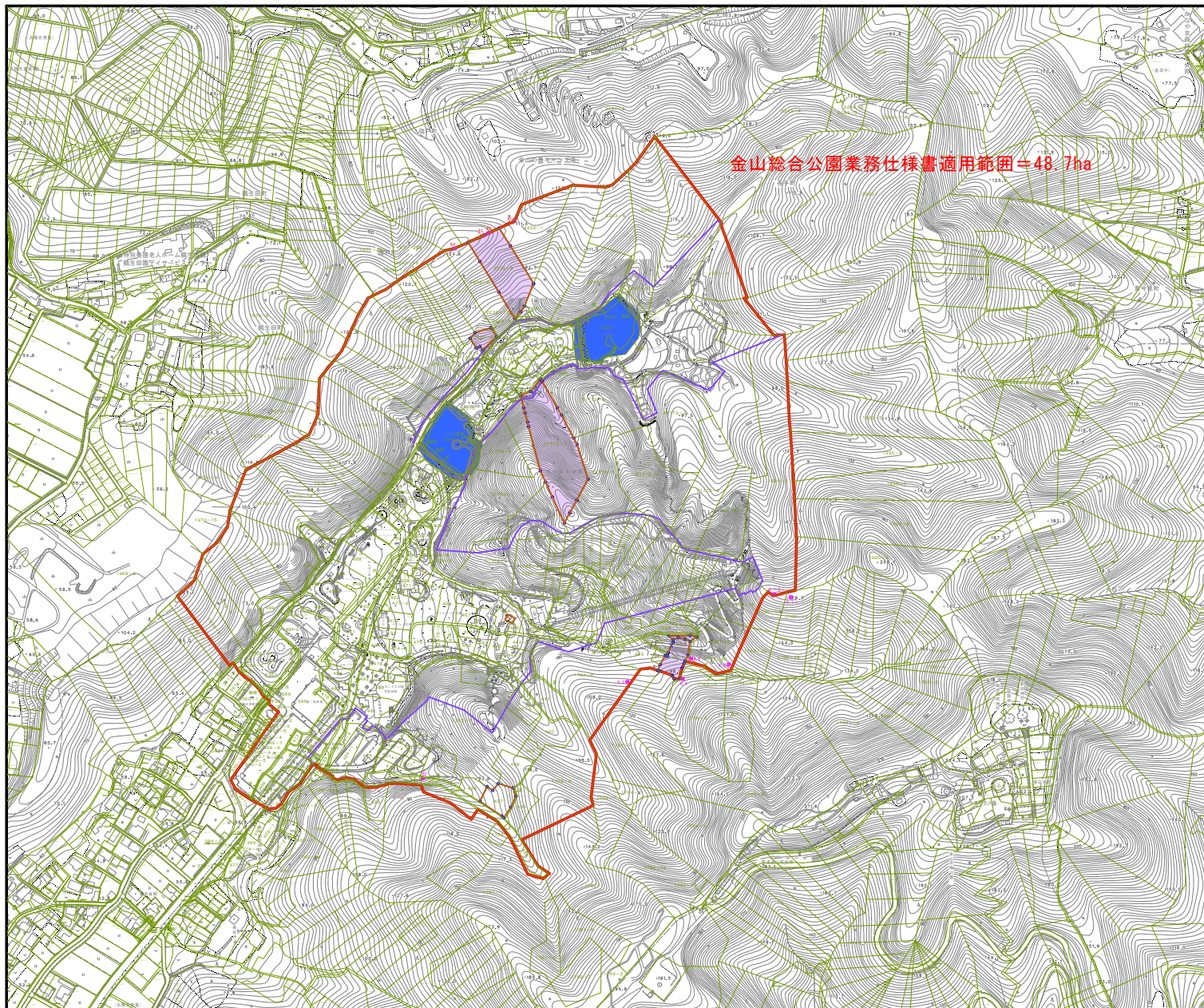
・停止距離はcm単位で記入

・オイル噴霧は調整後レ印を記入 点検責任者:

点 検 作 業	山麓	山頂	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
1. 走路上に障害物が無いか、運転前に巡回する	○	○											
2. 非常停止ボタンを毎日ボタンを変えて作動させ、停止距離を記録して、異常があれば主任に連絡する	○	○											
3. 駆動装置の運転時に異音の発生が無いか	○	○											
4. 乗物引上げチェーンのオイル噴霧を適正に調整する		○											
5. 運転室操作盤上の計器類が正常に作動するか		○											
点 検 者													

点 検 作 業	山麓	山頂	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
1. 走路上に障害物が無いか、運転前に巡回する	○	○											
2. 非常停止ボタンを毎日ボタンを変えて作動させ、停止距離を記録して、異常があれば主任に連絡する	○	○											
3. 駆動装置の運転時に異音の発生が無いか	○	○											
4. 乗物引上げチェーンのオイル噴霧を適正に調整する		○											
5. 運転室操作盤上の計器類が正常に作動するか		○											
点 検 者													

点 検 作 業	山麓	山頂	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1. 走路上に障害物が無いか、運転前に巡回する	○	○									
2. 非常停止ボタンを毎日ボタンを変えて作動させ、停止距離を記録して、異常があれば主任に連絡する	○	○									
3. 駆動装置の運転時に異音の発生が無いか	○	○									
4. 乗物引上げチェーンのオイル噴霧を適正に調整する		○									
5. 運転室操作盤上の計器類が正常に作動するか		○									
点 検 者					111						



凡 例	
	公園管理区域
	公園開放区域
	管理区域外（未買収地）
	管理区域外（ため池）

別図（公園管理区域）

令和 年 月 日

太田土木事務所長 様

指定管理者

総括責任者等選任（変更）届出書

金山総合公園業務仕様書Ⅱ－２の規定により、総括責任者等下記のとおり選任（変更）したいので届出します。

記

公園名	選任区分	氏名（新）	氏名（旧）	備考
金山総合公園	総括責任者 （園長）			
	副責任者 （副園長等）			
	現場責任者			

年間維持管理作業実施計画書-1

分類	区分	基数	作業種別	作業頻度		作業時期及び回数												摘要	
				仕様書	事業計画	計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
							実施												
植物管理業務	高・中木管理	刈込物2,264本 植込・生垣箇所80箇所	剪定	2回以上/年		計画													
						実施													
			病虫害予防	適宜		計画													
						実施													
			施肥	適宜		計画													
						実施													
			枯損木処理	適宜		計画													
				実施															
	灌水	適宜		計画															
				実施															
	移植	適宜		計画															
				実施															
	植込地除草清掃	2回以上/年		計画															
				実施															
	低木管理	刈込440本 生垣474ヶ所	刈込み	3回以上/年		計画													
						実施													
			病虫害予防	適宜		計画													
						実施													
			施肥	適宜		計画													
						実施													
			枯損木処理	適宜		計画													
			実施																
灌水	適宜		計画																
			実施																
移植	適宜		計画																
			実施																
植込地除草清掃	適宜		計画																
			実施																
草花管理	600㎡	耕耘	1回以上/年		計画														
		草花植付	2回以上/年		計画														
					実施														
		除草	5回以上/年		計画														
			実施																
灌水	適宜		計画																
			実施																
芝生管理	25,000㎡	芝刈り	年7回以上		計画														
					実施														
		施肥	適宜		計画														
			実施																
除草	5回以上/年		計画																
			実施																

※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。
 ※作業する月に○を付けてください。毎月の作業でなく、月に複数回の作業を行う場合は、実施欄に回数を入れてください
 ※再委託を予定している場合や、有資格者による作業の場合には、必ず備考に必要とする資格名を記入してください
 ※再委託費用の内訳は、収支計画書に明記し、本維持管理計画表と整合を図ること

年間維持管理作業実施計画書-2

分類	区分	基数	作業種別	作業頻度		作業時期及び回数												摘要			
				仕様書	事業計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
植物管理業務	芝生管理	25,000㎡	目土掛け	適宜		計画 実施															
			エアレーション	適宜		計画 実施															
			不陸製正	適宜		計画 実施															
			病害虫予防	適宜		計画 実施															
			補植	適宜		計画 実施															
			灌水	適宜		計画 実施															
	植栽地管理	34,000㎡	草刈	適宜		計画 実施															
			病害虫予防	適宜		計画 実施															
	緑工管理	園内全体	落葉等収集	10回以上/年		計画 実施															
			剪定枝処理	10回以上/年		計画 実施															
			腐葉土作成	5回以上/年		計画 実施															
	自然林管理	316,000㎡	下刈り	2回以上/年		計画 実施															
			枯損木処理	適宜		計画 実施															
	施設管理業務	保守点検業務	浄化槽 受水槽	浄化槽(2,400人槽、80人槽、40人槽)定期点検	1回/年		計画 実施														
				浄化槽(2,400人槽、80人槽、40人槽)清掃業務	1回/年		計画 実施														
				浄化槽(2,400人槽、80人槽、40人槽)法定点検	1回/年 (11条検査)		計画 実施														
				受水槽清掃	1回/年		計画 実施														
				受水槽水質検査(3系統)	3回/年		計画 実施														
浄化槽保守点検業務(2,400人槽、児童館折半)				2回/月		計画 実施															
浄化槽保守点検業務(80人槽、40人槽)保守点検業務				6回/年		計画 実施															
消防設備		消防設備点検	2回/年 (総合、外観)		計画 実施																
電気工作物		自家用電気工作物細密点検	1回/年		計画 実施																
倉庫等		公園管理用倉庫、自転車倉庫、売店の機械喚起設備、機械排煙設備、非常用照明設備、給排水設備保守点検	1回/年		計画 実施																
パノラマエア サイクル モノレール サイクル電車		パノラマエア、サイクルモノレール、サイクル電車法定点検	1回/年		計画 実施																
		パノラマエア、サイクルモノレール、サイクル電車保守点検業務	3回/年 (4月、9月、12月)		計画 実施																

※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。
 ※作業する月に○を付けてください。毎月の作業でなく、月に複数回の作業を行う場合は、実施欄に回数を入れてください
 ※再委託を予定している場合や、有資格者による作業の場合には、必ず備考に必要とする資格名を記入してください
 ※再委託費用の内訳は、収支計画書に明記し、本維持管理計画表と整合を図ること
 ※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。

年間維持管理作業実施計画書-3

分類	区分	基数	作業種別	作業頻度		作業時期及び回数												概要				
				仕様書	事業計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
施設管理業務	保守点検業務	からくり時計	からくり時計定期保守点検	2回/年		計画																
						実施																
		ポプスレーレーン	ポプスレー走路日 常点検	2回以上/週		計画																
						実施																
		ポプスレーレーン	ポプスレー走路定期 点検	1回/年		計画																
						実施																
		無料遊具	遊具定期点検	1回/年		計画																
			遊具自主点検	なし		計画																
						実施																公園施設製品安全管理士 公園施設製品整備技師
						計画																公園施設製品安全管理士 公園施設製品整備技師
						実施																
		園内	拾い掃き掃除	1回以上/週		計画																
						実施																
		9ヶ所	便所掃除	3回以上/週		計画																
						実施																
	トイレトペーパー補充	2回以上/週		計画																		
				実施																		
管理事務所、サービスセンター	通常清掃	1回以上/週		計画																		
				実施																		
	床ワックス清掃	1回以上/年		計画																		
				実施																		
	窓ガラス清掃	1回以上/年		計画																		
				実施																		
	ブラインド清掃	1回以上/年		計画																		
				実施																		
ふれあい工房	通常清掃	3回以上/週		計画																		
				実施																		
レストハウス	通常清掃	3回以上/週		計画																		
				実施																		

※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。
 ※作業する月に○を付けてください。毎月の作業でなく、月に複数回の作業を行う場合は、実施欄に回数を入れてください
 ※再委託を予定している場合や、有資格者による作業の場合には、必ず備考に必要とする資格名を記入してください
 ※再委託費用の内訳は、収支計画書に明記し、本維持管理計画表と整合を図ること
 ※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。

年間維持管理作業実施計画書-4

分類	区分	基数	作業種別	作業頻度		作業時期及び回数												概要			
				仕様書	事業計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
施設管理業務	保守点検	工房・レストハウス	定期清掃	1回以上/月		計画															
			実施																		
	U字溝・樹	U字溝・樹清掃	2回以上/年		計画																
		実施																			
	点検	じゃぶじゃぶ池	じゃぶじゃぶ池清掃	なし		計画															
			実施																		
		無料遊具日常点検	適宜		計画																
		実施																			
		公園施設	公園施設日常点検	毎日		計画															
						実施															

※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。
 ※作業する月に○を付けてください。毎月の作業でなく、月に複数回の作業を行う場合は、実施欄に回数を入れてください
 ※再委託を予定している場合や、有資格者による作業の場合には、必ず備考に必要とする資格名を記入してください
 ※再委託費用の内訳は、収支計画書に明記し、本維持管理計画表と整合を図ること
 ※年間作業のうち、植物管理や設備保守点検、清掃などの維持管理業務について、年間作業計画を作成してください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

太田土木事務所長 様

指定管理者

公園施設破損等報告書

公園名	金山総合公園
日時	
場所	
破損額	
破損等の原因 又は 加害者氏名等	
上記に対して の措置等	
その他 (目撃者の 氏名等)	
被害があった 場合の損害額 (概算)	

令和 年 月 日

太田土木事務所長 様

指定管理者

事故報告書

公 園 名	金山総合公園	事故の種類	人身・盗難・紛争・その他		
事故日時					
事故の場所					
	氏名(ふりがな)	年齢	性別	連絡先	
事故の被害者					
事故の加害者					
警察への届出	令和 年 月 日 時 署(担当)				
事故の被害状況					
事故の原因及び状況					
事故に対する措置及び対策等					
被害額等					

注1 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

注2 事故報告書は、事故の内容が判明次第速やかに提出するものとし、その後の経過については、事態の進展に応じて適宜追加して報告すること。

苦情等関連報告書

令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 ~ 時			
対応者		方法	来所・電話・投書(メール)・他
苦情の内容(要旨)			
相手方氏名・連絡先		様	電話 — —
対応内容			

※1 可能な限り詳細に記載すること。

※2 相手方氏名及び連絡先は、できるかぎり確認するが、相手方が匿名を希望する場合は無理に聞き出さないこと。

令和 年 月 日

太田土木事務所長 様

指定管理者

有資格者選任（変更）届出書

金山総合公園業務仕様書Ⅲ－２－（６）の規定により、有資格者等を下記のとおり選任（変更）したいので届出します。

記

公園名	選任区分	氏名（新）	氏名（旧）	備考
金山総合公園	防火管理者			
	電気主任技術者			
	危険物取扱者			

※仕様書に明記のない資格者については、備考欄に「仕様書に明記なし」と記入する。

管 理 日 誌

公園名	金山総合公園		総括責任者 (園長)	
年 月 日 (曜日)		天候	気温	記録者氏名
令和 年 月 日 ()				
従業者氏名			主な作業内容	
園内巡視状況				
回数	巡視時間	巡視結果	内容	
		異常有・無		
		異常有・無		
		異常有・無		
		異常有・無		
		異常有・無		
		異常有・無		
施設の管理状況				
施設名	点検結果	内容		
	異常有・無			
	異常有・無			
	異常有・無			
	異常有・無			
	異常有・無			
	異常有・無			

来園者の状況		
	団体名、ユニット活動、ボランティア等	人数
団体 ユニッ ト活動 ボラン ティア		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
		人
団体 計		人
一般		人
合計		人
遺失物の有無及び内容	有・無 ()	
連絡事項・特記事項		
公園別特記事項		

事故情報記録

(様式第8号)

事故発生日時・場所			
事故発生日時		天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位	種類	程度	
事故概要			
公園施設種別		設置年月	
公園施設名		製造・施工者	
直近の日常点検		点検者	
直近の定期点検		点検者	
事故の概要			
事故発生の経緯			
事故発生の要因			
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面				
事故発生後の対応				
救助内容	応急手当			
	搬送			
当該施設の措置	応急措置			
	本格的な措置			
被害者への対応				
記者発表の有無				
関係機関連絡	消防		都道府県・国交省	
	警察		消費者庁	
備考				
記録者				
氏名		所属		

県立都市公園における有料公園施設の利用料金収受事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県立都市公園（以下「公園」という。）における有料公園施設の利用料金（指定管理者の許可を受けて有料公園施設を利用する者が指定管理者に納付する県立公園の利用に係る料金。以下同じ。）の収受事務について、指定管理者に委託する群馬県立公園条例（昭和33年群馬県条例第23号。以下「条例」という。）、群馬県立公園条例施行規則（昭和33年群馬県規則第28号。以下「規則」という。）及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領の適用は、次表に示す有料公園施設とする。

公園名	有料公園施設
敷島公園	陸上競技場、補助陸上競技場、野球場、管理棟（会議室・多目的室）、テニスコート、水泳場、サッカー・ラグビー場
群馬の森	管理棟（多目的室）
金山総合公園	サイクルモノレール、サイクル電車、変わり種自転車、野外ステージ、座席付昇降機、そり式滑降施設、バッテリー自動車

(事務の内容)

第3条 指定管理者が行う収受事務の内容は、条例第21条の4に規定する利用料金の収受事務とする。

(利用許可申請書及び利用券等)

第4条 指定管理者は、次表の区分により規則第4条第1項第1号で定める競技場等利用許可申請書、同項第2号で定める群馬の森多目的室利用許可申請書、同項第3号で定める金山総合公園野外ステージ利用許可申請書及び同条第2項で定める競技場利用申請簿並びに第10条の2第1号で定める水泳場利用券及び同条第2号で定める利用券（以下「利用券」という。）を、指定管理料により印刷・作成し、業務を行うものとする。

公園名	利用券
敷島公園	競技場等利用許可申請書、競技場利用申請簿、水泳場利用券
群馬の森	群馬の森多目的室利用許可申請書
金山総合公園	金山総合公園野外ステージ利用許可申請書、金山総合公園共通利用券（100円分利用券、500円分利用券、1,100円分利用券）

2 指定管理者は、利用券出納簿（別記様式第1号）を備え、利用券を厳正に管理するものとする。

(利用料金の取扱い)

第5条 有料公園施設の利用料金は、その全額を指定管理者の収入とする。

(領収証書等)

第6条 指定管理者は、有料公園施設の利用料金の納付を受けたときは、納人に有料公園施設利用料金領収証書（別記様式第2-1号）を交付するものとする。

2 敷島公園の指定管理者は、陸上競技場及び補助陸上競技場を個人利用させる場合には、納人に有料公園施設利用料金領収証書に代えて領収書（別記様式第2-2号）を交付するものとする。

(利用券受払簿)

第7条 指定管理者は、利用券受払簿（別記様式第3号）を備えて、受払状況を記録するものとする。

(出納証拠書類の保存期間)

第8条 第4条から第7条に掲げる出納証拠書類の保存期間は、完結後3年間とする。

2 指定管理期間が終了した際には、出納証拠書類は新たな指定管理者に引き継ぐものとする。

(使用状況報告)

第9条 敷島公園の指定管理者は、敷島公園有料公園施設利用料金納入内訳報告書（別記様式4-1-1～3）を当該月分について、基本協定書に基づく月例報告書において翌月10日までに公園管理者あて報告するものとする。

2 敷島公園の指定管理者は、夜間照明施設の使用状況について、公園管理者から請求されたときは、敷島公園有料公園施設夜間照明記録簿（別記様式4-2-1～3）により報告するものとする。

3 群馬の森の指定管理者は、群馬の森有料公園施設利用料金納入内訳報告書（別記様式4-3）を当該月分について、基本協定書に基づく月例報告書において翌月10日までに公園管理者あて報告するものとする。

4 金山総合公園の指定管理者は、金山総合公園利用料金納入内訳報告書（別記様式4-4-1～2）を当該月分について、基本協定書に基づく月例報告書において翌月10日までに公園管理者あて報告するものとする。

(利用料金未納入の報告)

第10条 指定管理者は、利用料金が納入されない事態が発生した際には、利用料金収受事務に係る報告書（別記様式第5号）により、速やかに公園管理者に報告し、その指示に従うものとする。

(使用状況の記録)

第11条 指定管理者は、有料公園施設の利用に付随して、条例第4条第1項各号に掲げる行為が行われる際には、公園及び有料公園施設の使用状況を、写真により記録するものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年12月13日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

入場券、観覧券及び利用券出納簿

(月分)

日	曜日	円券			受領印	備考
		受	払	残		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
月 計						
(前年度同月)						
(同年度前月)						
年度累計						
(前年度累計)						

有料公園施設利用料金領収証書

住 所 _____

職 業 _____

(使用者区分) (一般・高校・中学校以下) _____

年 月 日生

団体名

氏 名 代表者 _____

¥

上記のとおり領収しました。

年 月 日

〇〇〇〇 (指定管理者名)

代表

領収印欄

使用上の注意

使用時間には開場の準備、後始末に要する時間も含まれていますので使用責任者は充分考慮してください。

施設の使用時間は遵守してください。

用器具は、必ず所定の場所に返納してください。

終了後は必ず清掃してください。

持ち込んだゴミは必ず持ち帰りましょう。

入場券、観覧券及び利用券受払簿

(月分)

日	曜日	円券			備 考
		受	払	残	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
月 計					
(前年度同月)					
(同年度前月)					
年度累計					
(前年度累計)					

利用料金收受事務に係る報告書

					発議者
					. .
日 時	年 月 日() : ~ :			対応場所	
件 名					
対応者					
内容及び 経過					